

平成30年度 東京都教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（平成29年度分）報告書

東京都教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 26 条の規定により、平成 30 年度東京都教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 29 年度分）報告書を次のと
おり提出する。

平成 30 年 9 月 19 日

東京都教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について……	1
第 2	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の実施方針について……………	1
第 3	東京都教育委員会の平成 29 年度の主な活動概要……………	2
第 4	東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）について……………	3
第 5	東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）に基づく平成 29 年度主要施策……	7
第 6	東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）に基づく 平成 29 年度主要施策の点検及び評価……………	26
第 7	点検・評価に関する有識者からの意見 ……………	165
<資料>	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱 ……………	169

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、平成29年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(平成20年6月12日 東京都教育委員会決定)

1 点検及び評価の目的

- (1) 東京都教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は3年とする。
- (4) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 東京都教育委員会の平成29年度の主な活動概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した教育長と5人の委員により組織される合議制の執行機関である。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。平成29年度は、定例会20回及び臨時会1回を開催し、議案80件、報告事項73件について審議等を行った。議案決定までの審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。

教育委員会の会議以外の活動では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき、総合教育会議（2回）において、小学校教育の現状と今後の在り方やこれからの東京、日本を担う人材の育成について知事との協議を行った。

その他にも、区市町村教育委員及び都・区市町村立学校長等を対象とする教育施策連絡協議会や入学式・卒業式、周年行事への出席等を行った。

また、教育委員が公立学校を訪問するとともに、教職員等との間で意見交換などを実施し、学校の状況や多様な取組等を把握する機会とした。これら意見交換などの内容は、教育委員会において、学校の貴重な意見等として取り扱った。

東京都教育委員会の活動は、学校の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育施策を都民にとって分かりやすいものにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な活動を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第4 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)について

1 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の基本理念

＜基本理念＞

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

2 基本理念を実現するための五つの視点

基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

視点1 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

- 全ての子供たち一人一人が掛け替えのない存在である。その個性や能力は、子供一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行うことが大切である。このような指導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際には、自分の良さを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定感を高めることは、自らの個性や能力を更に伸ばそうとする意欲や態度につながるものである。

視点2 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

- 近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらの資質や能力などは、これからの社会を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個に応じた丁寧な指導を行う。

視点3 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

- これからの社会を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものではない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活動などを積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

視点4 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

- これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚をもち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構成員としての自覚をもち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

視点5 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

- 学校において、視点1から視点4までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。

3 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）の体系

本ビジョンでは、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、「知」「徳」「体」「オリンピック・パラリンピック教育」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として施策を体系化した。この体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の体系

柱	取組の方向	主要施策
知	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 2 理数教育の推進
	2 世界で活躍できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進 4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進 5 日本人としての自覚と誇りの涵養
徳	3 社会的自立を促す教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 6 人権教育の推進 7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進 9 不登校・中途退学対策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
	4 子供たちの健全な心を育む取組	<ul style="list-style-type: none"> 11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化 12 SNS等の適正な使い方の啓発強化
体	5 体を鍛え健康に生活する力を培う	<ul style="list-style-type: none"> 13 体力向上を図る取組の推進 14 健康づくりの推進

柱	取組の方向	主要施策
パラリンピック教育	6 オリンピック・パラリンピック教育の推進	15 オリンピック・パラリンピック教育の推進
学校	7 教員の資質・能力を高める	16 優秀な教員志望者の養成と確保 17 現職教員の資質・能力の向上 18 優秀な管理職等の確保と育成
	8 質の高い教育環境を整える	19 都立高校改革の推進 20 特別支援教育の推進 21 学校運営力の向上 22 学校の教育環境整備
家庭	9 家庭の教育力向上を図る	23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実 24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実
地域・社会	10 地域・社会の教育力向上を図る	25 地域等の外部人材を活用した教育の推進 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

第5 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）に基づく平成29年度主要施策

東京都教育委員会は、東京都における教育振興基本計画として位置付けた「東京都教育ビジョン（第3次）」を平成25年4月に策定し、今後、5年間を中心に、中・長期的に取り組むべき教育の方向性を明らかにした。また、「東京都教育施策大綱」の策定を受け、平成29年4月に一部改定を行った。

「平成29年度教育庁主要施策」は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」に基づき、東京都教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

◆主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

1 小・中学校における基礎学力の定着

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

また、小学校算数、中学校数学及び中学校英語において「ガイドライン」に基づいた効果的な習熟度別指導及び少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

さらに、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を一層推進するとともに、基礎・基本の定着を図る。

あわせて、10区市を学力ステップアップ推進地域として指定し、小・中学校の算数・数学及び理科における教員の指導力向上、算数・数学における児童・生徒の基礎学力の定着を図る。

2 高等学校における学力の確実な定着

生徒の学力向上を図るため、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業を改善するなど校内で組織的・計画的な指導を行う。

また、生徒の学力定着状況を正確に把握するため、自校で作成した学力調査を実施し、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導を行う。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、「校内寺子屋」を都立高等学校10校で実施する。

あわせて、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に努力できるよう支援するため、学力の定着等に向けた指導資料「東京リ・スタディ（仮称）」を作成し、それを活用した「ゆめナビプロジェクト」を実施する。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援など活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高等学校 10 校で実施する。

これらの取組を通じ、基礎学力の定着が十分ではない児童・生徒に対する学習を支援し、自ら学ぶ意欲を向上させ、希望する進路実現を図るための学習環境を整備する。

4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指す。平成 28 年度から 3 年間、アクティブ・ラーニング推進校を 15 校ずつ指定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導方法に関する研究及び指導資料の開発・普及を図る。

また、探究的な学習等を用いて、主体的・協働的に学びながら、生徒一人一人に思考力・判断力・表現力を一層高いレベルで身に付けさせるとともに、物事の本質を極める知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力等を身に付けさせ、グローバル社会で活躍するリーダーを育成する「知的探究イノベーター推進校」を 3 校指定する。

5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 36 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決に向けて自分ができることを考え実践できる力を育成するため、公立小・中学校及び都立学校 30 校において、見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びを通して思考・判断・表現しながら課題解決を図る取組を行う、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進する。

また、全公立学校において、環境への取組（3R（リデュース、リユース、リサイクル））について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践し、環境について理解を深める取組を実施する。

さらに、児童・生徒に環境保全に必要な知識を与えるとともに、3Rをはじめとする環境に配慮した行動の大切さを理解させ、その実践を促すために、全公立学校に「環境揭示用教材」を配布する。

7 給付型奨学金の創設

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が望む学習活動を選択可能にするため、平成 29 年度から奨学金制度を創設し、希望する学習活動等への参加機会を確保する。

<主要施策 1 における主要事務事業（例）>

- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施
- 習熟度別指導の一層の推進
- 学力ステップアップ推進地域指定事業
- 「東京ベーシック・ドリル」の活用
- 学力格差解消に向けた取組
- 「都立高校学力スタンダード」活用事業
- 「校内寺子屋」の推進

- 「ゆめナビプロジェクト」の実施
- 「放課後子供教室」の促進
- 「地域未来塾」の促進
- アクティブ・ラーニングの推進
- 知的探究イノベーター推進事業
- 都立学校における進学指導重点校等の推進
- 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進
- スクールアクション「もったいない」大作戦の実施
- 環境教育掲示用教材の作成・配布
- 給付型奨学金の創設

◆主要施策2 理数教育の推進

1 小・中学校における理科教育の推進

小・中学生の理数に対する資質・能力の伸長を図るため、小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」、科学に高い興味・関心を持つ中学生が専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」、理科・数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。

また、理数に興味・関心を持つ小・中学生の裾野を拡大するため、区市町村教育委員会が行う「観察実験アシスタント」の配置を支援するとともに、「理科支援ボランティア活用モデル地域」を指定し、地域人材等の無償ボランティアの理科授業に係る活用について効果的な運営方法を検証する。

2 高等学校における理数教育の充実

都立高等学校における科学技術系人材育成の拠点として、都の理数教育を牽引する役割を担う「理数イノベーション校」3校に加え、都立富士高等学校・附属中学校を「理数アカデミー校」に指定し、中学校段階からの6年間を見通した系統的な教育により、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力などを育成する。

また、理数に興味を持つ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施する高等学校等24校を「理数研究校」として指定するとともに、「理数イノベーション校」、「理数アカデミー校」以外の都立高校生で理数に興味・関心を持つ生徒を対象に、大学等の研究施設での高度な研究活動や、先端施設の見学や研究者の講義などを行う「理数研究ラボ」を実施する。

あわせて、生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを結成し、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

<主要施策2における主要事務事業（例）>

- 「小学生科学展」、「東京ジュニア科学塾」、「中学生科学コンテスト」の実施
- 小・中学校における「観察実験アシスタント」の配置支援
- 「理科支援ボランティア活用モデル地域」の指定
- 「理数イノベーション校」、「理数アカデミー校」の充実
- 理数研究校の指定
- 理数研究ラボ事業の実施

- 医学部等への進学を希望する生徒による「チーム」の結成

取組の方向 2 世界で活躍できる人材の育成

◆主要施策 3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進

1 小学校における英語教科化の推進

平成 30 年度からの小学校英語教科化の先行実施に向け、英語教育推進リーダーを新たに 36 名加え、合計で 76 名を配置するとともに、リーダー配置をしている 10 地区を「英語教育推進地域」として継続指定し、教員の指導力及び児童の英語力の定着を図る。

また、専科教員の必要性や学校における指導体制の在り方について検証するため、英語専科教員活用に係るモデル事業を実施する。

さらに、小学校 3・4 学年の外国語活動の導入に向け、「教員用指導資料（ピクチャーカード及び実践 DVD 付属）」を作成する。加えて、小学校全科（英語コース）において英語の 4 技能に優れた専門性の高い教員を確保する。

2 中学校における英語教育の充実

中学校英語において「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、都独自の「パフォーマンステスト」の普及・啓発を行い、各学年で実施するとともに、各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

また、小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校英語教育推進モデル地区」を指定する。

さらに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした指導力向上の研修を実施する。

3 高等学校における英語教育の充実

高等学校において、生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校及び中高一貫教育校に JET プログラムによる外国人指導者（以下「JET 青年」という。）を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。さらに、英語教育の改善を図るために、JET 青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有するとともに、「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プログラム（仮称）」において JET 青年を活用するなどして、学校生活の中で、生徒が日常的に英語に触れる機会を拡大させる。

また、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、都立高等学校における「東京グローバル 10」の指定を継続する。あわせて、生徒の「使える英語力」の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導することを目的に、平成 28 年度に指定した「英語教育推進校」40 校についても、教育環境の整備などの支援を引き続き行っていく。これら「東京グローバル 10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速させる。

4 学校外における英語に触れる環境の充実

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として、「英語村（仮称）」を平成30年9月末までに開設する。

<主要施策3における主要事務事業（例）>

- 小学校を対象とした英語教育推進地域事業
- 英語専科教員活用に係るモデル事業
- 「教員用指導資料（ピクチャーカード及び実践DVD付属）」の作成・配布
- 英語教育を推進する教員の採用
- 中学校英語科授業における少人数・習熟度別指導の充実
- 中学校英語教育推進モデル地区
- 中学校英語科教員を対象とした研修
- JETプログラムによる外国人指導者の活用
- 「東京グローバル10」の指定継続
- 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プログラム（仮称）の実施
- 「英語教育推進校」事業
- 「英語村（仮称）」の開設に向けた取組の推進

◆主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進

1 国際交流の推進

生徒の異文化理解の促進を図るため、海外教育機関等との覚書に基づく連携や、これまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立高等学校における姉妹校交流をはじめとする海外の学校との学校間交流を拡充する。

また、生徒の国際交流の機会を更に拡大し豊かな国際感覚を醸成するため、都立高等学校等への留学生の受入れを拡充し、日本人生徒・留学生双方にとって魅力的で有意義な「東京体験スクール（仮称）」を実施する。

さらに、様々な分野・組織で国際貢献できる人材に必要とされる語学・異文化理解や使命感等の素養を育成するため、国際協力機構（JICA）と連携して、青年海外協力隊の派遣前訓練を基にした高校生向けプログラムを実施する。

加えて、教員向けプログラムについてもこれに併せて実施し、国際理解教育の実践力を高めるとともに、青年海外協力隊の派遣事業に対する理解を深め、参加する意欲を高める。

2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援

グローバル社会にあって、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う人材を輩出するため、都立高等学校等の生徒200名を対象として「次世代リーダー育成道場」を実施し、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成する。

さらに、都立国際高等学校の国際バカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学進学資格（フルディプロマ）の取得により海外大学進学を推進する。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

世界に通用する人材を育成する都立高等学校として、国際色豊かな学習環境を整備した都立新

国際高等学校（仮称）の設置準備を進める。

また、語学力や豊かな国際感覚、多様な価値観を受け入れる資質を備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、都立立川国際中等教育学校において、附属小学校の設置準備を進め、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備する。

さらに、都立白鷗高等学校・附属中学校において、日本の伝統・文化理解教育や国際交流、英語教育などに重点を置いた特色ある教育の更なる充実を図る。

<主要施策4における主要事務事業（例）>

- 都立高等学校における姉妹校交流事業等の拡充
- 都立高等学校等における留学生受入れの促進
- 国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献人材の育成
- 「次世代リーダー育成道場」の充実
- 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組
- 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備
- 都立小中高一貫教育校の設置準備
- 都立中高一貫教育校における教育内容の充実

◆主要施策5 日本人としての自覚と誇りの^{かん}涵養

1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成

日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成するために、外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験等を行うことが大切である。

そのため、公立小・中・高等学校及び特別支援学校250校において、地域の専門的な知識や技能を有する外部人材を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史、伝統・文化を学び、日本のすばらしさを理解する教育活動を推進する。

また、都立高校生が日本の伝統文化を理解し、その良さを外国人に発信することができるようにするために、平成30年度までに全ての全日制都立高等学校及び希望する定時制・通信制高校で伝統芸能鑑賞教室を実施するよう支援していく。

<主要施策5における主要事務事業（例）>

- 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成
- 都立高等学校における伝統芸能鑑賞教室の実施

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

◆主要施策6 人権教育の推進

1 人権教育の推進

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

<主要施策6における主要事務事業（例）>

- 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

◆主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

1 小・中学校における考え議論する道徳の推進

東京都が作成・配布した、『特別の教科 道徳』移行措置対応「東京都道徳教育教材集」及び「道徳授業の改善・充実のために」の活用の推進、「東京都道徳教育推進拠点校」による小・中学校における道徳の教科化に向けた先行した取組を推進し、道徳教育の一層の充実を図る。

また、これらの資料の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進するとともに、東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスを実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。

2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施

平成28年度から全都立高等学校及び都立中等教育学校において、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を設置している。これにより、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。そして、都立高校生の実態を踏まえ、養うべき道徳性や指導方法・内容について更なる実践研究を行う。

<主要施策7における主要事務事業（例）>

- 道徳の教科化に向けた先行した取組の推進
- 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスの実施
- 道徳授業地区公開講座の充実
- 都独自教科「人間と社会」の実施

◆主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

1 キャリア教育の推進

全中学校で職場体験活動等の取組を実施するとともに、講師用手引書及びパンフレットの活用促進を図り、外部人材・関係機関と連携しながら法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進する。

また、全都立高等学校において必修教科として設置している、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を中心として、高校生一人一人が社会の一員であることを自覚し、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成する。

さらに、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整え、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施する。

あわせて、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討及び商業教育の改革を進め、魅力ある専門高校づくりを推進していく。

ビジネスの諸活動に適切に対応する能力と態度を育成するため、東京の産業や身近な企業等を学習する新科目の開発や、企業等と共同して教育活動を支援する組織「商業教育コンソーシアム

東京（仮称）」の設置などにより、ビジネスを実地に学ぶ機会を拡充する。

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校で実施するとともに、専門学科高校向けのプログラムを試行的に導入する。

2 防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、都内の全世帯に配布された防災ブック「東京防災」と連携した防災ノート「東京防災」の活用を更に促進し、「親子防災体験」（小学校対象）・「防災標語コンクール」（中学校対象）を実施し、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

また、全都立高等学校において、災害時に自分の身を守りつつ地域での救援活動等に貢献できる人材を育成するために、一泊二日の宿泊訓練等を通じて、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。

さらに、防災への高い使命感、奉仕の精神を併せ持った防災リーダーを育成するため、都立高等学校の生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等を行う「合同防災キャンプ」を実施し、その結果を都立学校に広く周知する。

あわせて、全都立特別支援学校では、首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保するため、一泊二日の宿泊防災訓練を実施する。

<主要施策8における主要事務事業（例）>

- 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進
- 都独自教科「人間と社会」の実施(再掲)
- 全都立学校への全国紙配布
- ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進
- 実地に学ぶ商業教育への改革
- 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業
- 防災ノート「東京防災」の活用促進
- 「合同防災キャンプ」の実施
- 都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

◆主要施策9 不登校・中途退学対策

1 区市町村教育委員会における支援チームの構築などの取組への支援

小・中学校における不登校の児童・生徒に対するきめ細かい支援を行うため、区市町村教育委員会に、スクールソーシャルワーカー等を活用した「支援チーム」を設置し、学校、福祉、医療等の関係機関と連携して支援を行うモデル事業を実施する。

また、各学校が、不登校の課題に対して組織的に対応できるよう、校内で不登校対策の中心的役割を担う教員を指定し、校内体制を整備するモデル事業を実施する。

さらに、不登校の小・中学生の学校復帰を支援する施設として、各区市町に設置されている教育支援センター（適応指導教室）の充実を図るため、地区の課題に応じた重点的な取組を支援するモデル事業を実施する。

あわせて、児童・生徒の心の状態を十分に理解するための適切な働き掛けなど、教員の対応を支援するため、新たな不登校を生まないための手引の作成に向けた検討を行う。

2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高等学校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

また、不登校の生徒や中途退学者の多い都立高等学校において、不登校や中途退学の課題に対して組織的に対応できるよう、校内で不登校や中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指定し、学級担任への助言、「自立支援チーム」や関係機関との連絡・調整等を行い、組織的な取組を推進する。

3 チャレンジスクールの拡充

小・中学校で不登校経験のある入学希望者がより多く入学できるよう、チャレンジスクールの新設や規模拡大に向けた取組を推進する。

4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、情報交換会の実施や、効果的な教育プログラムの検討などを通じ、フリースクール等民間施設・団体等との連携を推進する。

<主要施策9における主要事務事業（例）>

- 区市町村教育委員会における支援チームの構築
- 小・中学校における学校内での組織的な支援体制の構築
- 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- 新たな不登校を生まないための手引の作成
- 都立学校における不登校・中途退学対策
- 都立学校における「自立支援チーム」の取組
- チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進
- フリースクール等民間施設・団体等との情報交換会等の実施

◆主要施策10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進

幼稚園や保育所、こども園で過ごしてきた子供たちが、小学校における学習や生活に適應できるようにするため、就学前教育から小学校教育への連続性を重視し、幼稚園や保育所、こども園と小学校とが、相互にそれぞれの特性等について正しく理解し合い、連携を強化する取組を進める。

2 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

都立高等学校において、在京外国人生徒が必要な日本語指導を受けられるようにするために、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況や進路希望の状況等を踏まえ、専門高校も含め都立高等学校における在京外国人生徒の適切な募集枠を検討する。

<主要施策 10 における主要事務事業（例）>

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

取組の方向 4 子供たちの健全な心を育む取組

◆主要施策 1 1 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

1 「いじめ総合対策【第 2 次】」着実な推進

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うなど、教職員研修の充実等を通して、平成 29 年 2 月に策定した「いじめ総合対策【第 2 次】」に示されている具体的な取組を、全教職員により確実に推進する。

2 自殺予防対策に関する取組の徹底

平成 28 年 4 月の「自殺対策基本法」に基づき、互いに尊重し合いながら生きることの意識の涵養や困難な事態等における対処の仕方を身に付けさせることが、学校の努力義務として示された。

それを踏まえ、児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は、家庭と協力して児童・生徒の悩みや不安を適切に把握し、関係機関等と連携してその解消に向けた支援を行うなど、組織的な取組の徹底を図るとともに、学校において、互いに尊重し合いながら生きていくことの意識の涵養に加えて、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けさせる指導の充実を図る。

3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決に向けて、児童・生徒を支援する体制を構築するために、教職員、保護者、その他の相談窓口等に相談しやすい環境を整備し、各学校における定期的なアンケートや面接の実施、スクールカウンセラーの活用の促進、都教育相談センター等の相談窓口の周知等と併せて、教職員の対応力向上を目指した校内研修等の充実を図る。

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決と児童・生徒の健全な育成に向けて、学校、家庭、地域、警察・児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能強化を図り、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を促進する。

<主要施策 11 における主要事務事業（例）>

- 「いじめ総合対策【第 2 次】」の着実な推進
- 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用促進
- 全公立学校の校長を対象とした自殺予防教育連絡会の開催
- 学校における自殺予防教育の充実のための DVD 教材の作成・活用の促進
- スクールカウンセラー活用事業の推進
- 「学校サポートチーム」の機能強化
- スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

◆主要施策 1 2 SNS等の適正な使い方の啓発強化

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐために策定した「SNS東京ルール」に基づき、教材の配布、推進校の指定、情報モラル講座の実施等を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた指導を更に推進する。

また、有害情報から子供を守るため、全公立学校を対象に監視を行うとともに、子供のインターネット等の利用状況調査を行い、児童・生徒の実態を把握する。

<主要施策 12 における主要事務事業（例）>

- SNS等の適正な使い方の啓発強化
- インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

取組の方向 5 体を鍛え健康に生活する力を培う

◆主要施策 1 3 体力向上を図る取組の推進

1 「アクティブプラン to 2020」の推進

東京 2020 大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために、「アクティブプラン to 2020－総合的な子供の基礎体力向上方策（第 3 次推進計画）－」に基づき、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して取り組むなど、子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。

小学校において、健康教育を中心とした体力向上、健康づくりを推進する「アクティブライフ研究実践校」を指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や、成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進する。

また、全中学校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の体力の実態を踏まえて体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、取組をより一層推進する。特に体力向上に先進的に取り組む中学校を「スーパーアクティブスクール」として指定し、具体的な取組を研究開発するとともに、成果を広く他校に発信することを通して中学生の体力向上を図る。

さらに、東京 2020 大会を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高等学校を増加させていくため、競技力の高い運動部活動のある学校を「スポーツ特別強化校」と指定し、都立高等学校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。

<主要施策 13 における主要事務事業（例）>

- 東京都統一体力テストの全公立学校での実施
- 全中学校を「アクティブスクール」として指定し、体力向上の取組を展開
- 「アクティブライフ研究実践校」や「スーパーアクティブスクール」による先進的取組の研究開発・普及
- 「スポーツ特別強化校」の指定

◆主要施策 1 4 健康づくりの推進

1 健康教育の推進

がん等の重要な健康課題に対応するため、関係諸機関と連携して指導資料等を作成し、疾病に関する教育の充実を図る。また、性に関する現代的な課題を踏まえ、児童・生徒の正しい理解を

促すため、性に関する指導の充実を図る。

2 アレルギー疾患対策の推進

学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修のガイドラインに基づいた、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を確立し、各学校における組織的な体制づくりを推進する。

3 食育の推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」として学校給食を活用した食育を推進する。また、食育推進チームの設置、栄養教諭や食育リーダーを中心とした校内指導体制の整備を行うとともに、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を拡大し、食育の更なる推進を図る。

<主要施策 14 における主要事務事業（例）>

- 疾病に関する教育の充実
- 性に関する指導の充実
- アレルギー疾患対策の推進
- 食育の推進

取組の方向 6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

◆主要施策 15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

東京 2020 大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針（平成 28 年 1 月策定）に基づき、全公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。

これにより、児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服する取組を着実に推進し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、子供たち一人一人の心と体に人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを形成する。

まず、本教育では、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと四つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）を組み合わせた多様な教育プログラムを推進する。各学校においては、東京都が作成した補助教材等を活用し、全ての教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安とし、学校全体で組織的・計画的に展開する。

さらに、「4×4 の取組」を展開することで、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせていくことが可能となるが、特に、平成 32 年以降の社会を支える子供たちにとって重要な「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の五つの資質を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進する。

<主要施策 15 における主要事務事業（例）>

- オリンピック・パラリンピック教育の全校展開
- オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の拡充

- 学校のオリンピック・パラリンピック教育の取組に対する支援
- 障害者理解の拡充に向けた取組
- ボランティアマインドの醸成、ボランティア活動の支援
- スクールアクション「もったいない」大作戦の実施(再掲)

取組の方向 7 教員の資質・能力を高める

◆主要施策 16 優秀な教員志望者の養成と確保

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成

豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、教員を養成している大学や区市町村教育委員会と連携した東京教師養成塾により、実践的な指導力、社会の課題を的確に捉え課題を解決する力、教師としての使命感等の資質・能力を身に付けられるよう教員を育成する。

また、高度な教員養成機関である教職大学院との連携を充実させ、大学学部段階では身に付けることのできない専門的な知識・能力を身に付けた、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保する。

さらに、東京都公立学校教員採用候補者が、採用後に教員としての職務を速やか、かつ円滑にスタートできるよう、採用前に学級経営等に必要の実践的指導力を身に付けさせることを目的として、採用前実践的指導力養成講座を実施する。

2 優秀な教員志望者の確保

教員採用選考における受験者数の確保及び選考方法の改善を図り、優秀な教員の確保に向けた取組を一層推進する。

さらに、グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成 32 年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、英語の 4 技能に優れ専門性の高い教員を確保する。

<主要施策 16 における主要事務事業（例）>

- 「東京教師養成塾」の充実
- 教職員大学院との連携の充実
- 「採用前実践的指導養成講座」の充実
- 優秀な教員志望者の確保
- 英語教育を推進する教員の採用

◆主要施策 17 現職教員の資質・能力の向上

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的知識・技能の着実な定着と資質の向上を目指し、教諭としての使命感、幅広い知見及び実践的指導力を得させるため、3年間で若手教員を系統的に育成することを目的として、東京都若手教員育成研修を実施する。

また、教育公務員特例法改正や新学習指導要領完全実施に向けての対応等を踏まえ、管理職候補者研修等の職層研修、東京都若手教員育成研修等の必修研修、東京教師道場等のリーダー養成研修及び教員の専門性を高める研修である教科等・教育課題研修について、内容の充実を図る。

さらに、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受

講が困難な教員に対し、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的として、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供するための教員研修の動画を配信する。

あわせて、教員が教職生活全体を見直し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計できるよう、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」を導入するとともに、これを校長が人材育成の観点から自己申告書と合わせて活用することにより、自律的に学ぶ姿勢を持つ教員を育成する。

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上

公立中・高等学校の外国語（英語）科指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。あわせて、今後の小学校英語教科化を円滑に実施するため、英語教育推進リーダーとして指定した小学校教員の海外派遣研修を実施する。

また、パフォーマンステストの普及・啓発を行うとともに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした研修を実施する。

3 指導教諭の活用

教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性と優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成 25 年度から都立学校で、平成 26 年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、公立学校全体の指導力を高めていく。

4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。

また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として、「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

さらに、実際の指導事例を映像化したDVDを服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

あわせて、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

5 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進

教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」や、ストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

<主要施策 17 における主要事務事業（例）>

- 教員経験等に応じた教員研修の充実
- 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施
- 全教員の研修履歴自己管理システム（「マイ・キャリア・ノート」）の導入
- 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修

- 指導教諭の活用
- 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進
- 教職員のメンタルヘルス対策

◆主要施策 18 優秀な管理職等の確保と育成

1 学校のリーダーを育成する支援の充実

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、新たに「学校マネジメント強化モデル事業」を小・中学校で実施する。

また、各地区で中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、平成 26 年度から本格実施している「学校リーダー育成プログラム」（学校マネジメント講座、学校リーダー育成特別講座）について、教育管理職 B 選考の受験資格見直しに伴い対象を拡大し、研修の更なる充実を図る。

2 教育管理職選考制度等の改善

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

また、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、これまで主幹教諭及び指導教諭を対象としていた教育管理職 B 選考の受験資格を、46 歳以上 54 歳未満の主任教諭（主任教諭歴 2 年以上）にまで拡大する。

さらに、教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計できるよう、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」を導入する。

<主要施策 18 における主要事務事業（例）>

- 学校マネジメント強化モデル事業
- 学校リーダー育成プログラム
- 教育管理職選考制度の改善
- 全教員の研修履歴自己管理システム（「マイ・キャリア・ノート」）の導入(再掲)

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

◆主要施策 19 都立高校改革の推進

1 都立高校改革推進計画に基づく取組

都立高等学校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、学校の新設や学科の改編などに取り組む。

<主要施策 19 における主要事務事業（例）>

- 都立高校改革の推進
- 「理数イノベーション校」、「理数アカデミー校」の充実(再掲)
- 医学部等への進学を希望する生徒による「チーム」の結成(再掲)
- 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組(再掲)
- 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備(再掲)

- 都立小中高一貫教育校の設置準備(再掲)
- 都立中高一貫教育校における教育内容の充実(再掲)
- チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進(再掲)

◆主要施策 20 特別支援教育の推進

1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成していくため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高等学校等の全ての学びの場における指導と教育環境の更なる充実、職業教育、防災教育やスポーツ・芸術教育等の変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、区市町村教育委員会や教員の専門性向上等の特別支援教育を推進する体制の整備・充実に取り組む。

<主要施策 20 における主要事務事業（例）>

- 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進
- 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）
- 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進
- 医療的ケアの充実
- 小学校の特別支援教室の導入に向けた支援及び中学校の特別支援教室導入に向けたモデル事業の推進
- 都立高等学校等における発達障害の生徒への支援
- 都立特別支援学校における芸術・スポーツの振興

◆主要施策 21 学校運営力の向上

1 学校運営力を向上させる取組の充実

校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを推進する。

また、校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、新たに「学校マネジメント強化モデル事業」を小・中学校で実施する。

<主要施策 21 における主要事務事業（例）>

- 校長のリーダーシップに基づく組織的 school 運営の推進
- 学校マネジメント強化モデル事業(再掲)

◆主要施策 22 学校の教育環境整備

1 耐震化の推進

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及び支援を実施する。

2 トイレ整備の推進

公立小・中学校等において、児童・生徒等にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ整備を実施する。

また、都立学校についても生徒が安心して学習・生活できる環境を確保するため、洋式トイレの整備を推進する。

3 冷房化の推進

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン教室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室）の冷房化について支援を行う。

都立高等学校における理科系実験室や美術室等の特別教室の冷房化を推進するとともに、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

4 ICT環境整備の推進

公立小・中学校において、ICT環境整備計画を策定することを目的とした出前ICT環境整備事業を行うとともに、LAN環境整備等に係る支援を行い、ICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高めるとともに、情報活用能力の向上につなげる。

都立高等学校、都立高等学校附属中学校及び都立中等教育学校において、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境の充実を図る。

また、都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なるICT環境の充実を図る。

5 安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

<主要施策 22 における主要事務事業（例）>

- 耐震化の推進
- 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業
- 都立学校のトイレの洋式化の推進
- 冷房化の推進
- 公立学校におけるICT環境の整備
- 校門等への防犯カメラの整備の推進
- 校庭の芝生化の推進

取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

◆主要施策 23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

1 学校と家庭の連携の推進

児童・生徒が抱える様々な問題の解決や、その保護者の子育てに対する不安や悩みの解消等を図るため、地域の人材を活用し、保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。

<主要施策 23 における主要事務事業（例）>

- 学校と家庭の連携推進事業

◆主要施策 24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナーといった人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合うことが重要であり、家庭における教育との連携を図った取組を進めていく。

<主要施策 24 における主要事務事業（例）>

- 道徳授業地区公開講座の充実(再掲)
- 親子防災体験(再掲)
- 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用促進(再掲)
- SNS等の適正な使い方の啓発強化(再掲)

取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

◆主要施策 25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実

子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。

また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支援する。

さらに、「地域連携推進モデル校」を指定し、地域の教育資源や外部人材の活用により、生徒の社会的自立に必要な力を育む教育をより一層充実させるため、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働するためのネットワークを整備し、「地域が主体的に学校を支援し、学校が地域に貢献する「地域とともにある学校」」を推進する。

<主要施策 25 における主要事務事業（例）>

- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組
- 「学校支援ボランティア推進協議会」の設置・促進の充実
- 「地域連携推進モデル校」の指定

◆主要施策 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

1 小・中学校における取組の推進(再掲)

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援などの活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。

2 高等学校における取組の推進(再掲)

外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高等学校 10 校で実施し、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援する。

<主要施策 26 における主要事務事業(例)>

- 「放課後子供教室」の促進(再掲)
- 「地域未来塾」の促進(再掲)
- 「校内寺子屋」の推進(再掲)

第6 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)に基づく平成29年度主要施策の点検及び評価

東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)		平成29年度主要施策		
取組の方向		No.	施策名	ページ
1	個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実	1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	27
		2	理数教育の推進	39
2	世界で活躍できる人材の育成	3	「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	47
		4	豊かな国際感覚を醸成する取組の推進	53
		5	日本人としての自覚と誇りの涵養 ^{かん}	60
3	社会的自立を促す教育の推進	6	人権教育の推進	63
		7	道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	69
		8	社会的・職業的自立を図る教育の推進	74
		9	不登校・中途退学対策	84
		10	子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	90
4	子供たちの健全な心を育む取組	11	いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化	93
		12	SNS等の適正な使い方の啓発強化	102
5	体を鍛え健康に生活する力を培う	13	体力向上を図る取組の推進	104
		14	健康づくりの推進	111
6	オリンピック・パラリンピック教育の推進	15	オリンピック・パラリンピック教育の推進	114
7	教員の資質・能力を高める	16	優秀な教員志望者の養成と確保	115
		17	現職教員の資質・能力の向上	121
		18	優秀な管理職等の確保と育成	132
8	質の高い教育環境を整える	19	都立高校改革の推進	135
		20	特別支援教育の推進	136
		21	学校運営力の向上	142
		22	学校の教育環境整備	144
9	家庭の教育力向上を図る	23	家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	152
		24	学校と家庭が一体となった教育活動の充実	154
10	地域・社会の教育力向上を図る	25	地域等の外部人材を活用した教育の推進	159
		26	学校と地域社会が連携した教育活動の充実	162

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
主要施策	1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	

【平成29年度予算額：3,902,967千円 決算額：2,397,428千円 従事職員数23.2人（指導主事20人）】

◆小・中学校における基礎学力の定着（指導部）

＜施策の取組状況＞

平成29年7月6日に学力調査を実施し、到達目標値(教科書の例題問題レベル)と習得目標値(教科書の練習問題レベル)を設定して調査結果の分析を行った。また、調査問題及び調査結果の説明会を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会を対象に行うとともに、調査結果及び分析結果に基づいた報告書を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会等に配布した。

《実施児童・生徒数及び学校数》

小5児童：1,285校91,434名(実施率約97%) 中2生徒：625校72,601名(実施率約94%)

＜成果＞

- ・ 習得目標値(教科書の例題問題レベル)未満の児童・生徒の割合
小学校国語(6.1%)・社会(7.5%)・算数(19.9%)・理科(2.3%)
中学校国語(3.4%)・社会(5.4%)・数学(19.2%)・理科(3.7%)・英語(3.0%)
- ・ 到達目標値(教科書の練習問題レベル)達成の児童・生徒の割合
小学校国語(27.5%)・社会(39.4%)・算数(22.5%)・理科(45.3%)
中学校国語(64.8%)・社会(11.3%)・数学(13.9%)・理科(15.9%)・英語(33.3%)
- ・ 調査問題説明会：2回開催 1,831名参加 調査結果説明会：6回開催 1,202名参加

＜課題＞

- ・ 成果目標を達成した教科は、習得目標値では、小学校理科、中学校国語・理科・英語、到達目標値では、中学校国語であった。
- ・ 習得目標値の問題の正答率は次のとおりであり、定着が十分とは言えない状況である。今後、この習得目標の問題の平均正答率を80%以上にしていくことを成果目標とする。
小学校国語(70.3%)・社会(69.3%)・算数(69.5%)・理科(62.8%)
中学校国語(76.2%)・社会(67.4%)・数学(63.1%)・理科(64.2%)・英語(70.4%)
- ・ 「学カステップアップ推進地域」のD層の割合は次のとおりである。25%以下の地域は、小学校算数では多摩市、中学校数学では、立川市、羽村市、多摩市であった。
小学校算数(各地域のD層)
葛飾区(25.3%)、立川市(29.4%)、青梅市(37.9%)、福生市(30.2%)、東大和市(30.7%)、
東久留米市(28.6%)、武蔵村山市(48.4%)、多摩市(20.7%)、羽村市(28.6%)、あきる野市(35.7%)

中学校数学（各地域のD層）

葛飾区(27.3%)、立川市(23.6%)、青梅市(33.4%)、福生市(30.9%)、東大和市(33.1%)、東久留米市(25.9%)、武蔵村山市(39.5%)、多摩市(22.4%)、羽村市(24.6%)、あきる野市(26.5%)

＜今後の取組の方向性＞

- ・ 都学力調査の結果について、様々な観点から分析を行い、各地域、学校における学力向上を図る取組を支援していく。
- ・ 効果的な習熟度別指導を一層推進するとともに、「東京ベーシック・ドリル」や都学力調査の類似問題の正答率等を、各学校で分析し、効果検証を行っていく。
- ・ 「東京ベーシック・ドリル」ソフト等の活用を促進し、知識・技能の確実な定着を図っていく。

◆高等学校における学力の確実な定着（指導部）

1 「都立高校学カスタンダード」活用事業

＜施策の取組状況＞

1 「各高等学校における独自の学カスタンダード」の作成、学カスタンダードに基づく学習指導の実施

- (1) 学カスタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立
- (2) 学カスタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成
- (3) 指導と評価のPDCAサイクルによる授業改善の実施
- (4) 各学校において作成した自校の学カスタンダードのホームページへの掲載

2 「各高校における独自の学カスタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校及び夜間定時制高校以外の全ての都立高校の1年生及び2年生において、対象科目の内容・項目ごとに、具体的な学習目標を、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階の「都立高校学カスタンダード」に基づき、学校独自の学カスタンダードを作成した。

＜対象科目＞ 普通科目6教科19科目、専門科目3教科3科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ビジネス基礎

3 学カスタンダード推進協議会の開催

事業趣旨説明及び組織的な学習指導体制を整えている学校による実践事例の発表及び協議

4 学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学カスタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を作成。作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータバンクに保存・登録

＜対象科目＞

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ

- (1) 教員で構成する「都立高校学カスタンダード」学力調査問題検討委員会の設置
- (2) 委託業者と共同で学力調査の企画、検討及び問題作成を実施
- (3) 「都立高校学カスタンダード」に基づいた標準問題の作成
- (4) 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

<成果>

平成 29 年度学カスタンダードに関するアンケート結果より、学カスタンダード対象科目における定期考査問題の共通化について、全ての科目で、完全又は一部で共通化して実施している割合は 88.7%（平成 28 年度は 88.3%）であり、全ての科目又は一部の科目で、全く共通化していない割合は 11.3%（平成 28 年度は 11.7%）である。前年度に比べ、全ての科目又は一部の科目で、全く共通化していない割合が 0.7%減少し、定期考査の共通化が徐々に図られつつある。

<課題>

考査問題の統一や各科目の指導内容・方法の共有化、授業進度の統一化が教科によっては未だになされておらず、組織的な校内体制が整っていない学校が一部見られる。

<今後の取組の方向性>

「高校生のための学びの基礎診断」と今後の学カスタンダードの方向性について検討を行っていく。

2 「校内寺子屋」の推進

<施策の取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を試行的に 10 校 2 年間指定。

- ・国語、数学、英語において高校 1 年生 20 名程度の生徒を対象
- ・各教科週 2 回程度、放課後に 2 時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施
- ・平均の出席率は 54.9%である。

<成果>

- ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒には、学業不振による中途退学者が 0 人（3 月 27 日時点）
- ・対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「勉強が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、75%以上の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

- ・外部模試を 2 回以上実施し、生徒の学力の状況を把握する必要がある。
- ・対象となる生徒の参加率が 6 割未満であり、100%を目指して取り組んでいく必要がある。

- ・地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

校内寺子屋の充実を図るため、平成 30・31 年度においては指定校を 30 校に拡大して学力向上や不登校及び中途退学の防止に一層取り組む。

3 ゆめナビプロジェクト

<施策の取組状況>

- 1 学習することの意味付け
キャリア教育の充実
 - (1) 社会的・職業的自立支援プログラム（地域教育支援部事業）などを活用し、キャリア教育の充実を図る。
 - (2) インターンシップの充実を図る。
- 2 高校で身に付けるべき学力の定着
教科指導の充実
 - (1) 学力不振による中退者数の把握
 - (2) 教科会の実施
 - (3) 東京リ・スタディを作成し全校に配布
- 3 生徒が意欲的に学ぶことを支援
個に応じた指導の体制確立
 - (1) ケース会議の実施
 - (2) オンライン個別学習の活用
永山高校、若葉総合高校、東久留米総合高校、多摩高校で実施

<成果>

- 1 学習することの意味付け
 - (1) 社会的・職業的自立支援プログラムの活用校の増加（平成 28 年度：5 校、平成 29 年度：9 校）
 - (2) 8 校でインターンシップを実施
1 年生全員実施：3 校、2 年生全員実施：2 校、希望者のみ：3 校
- 2 高校で身に付けるべき学力の定着
学力不振による中退者数の減少（平成 28 年度：年間平均 8.5 人、平成 29 年度：年間平均 3.7 人）
- 3 生徒が意欲的に学ぶことを支援
 - (1) ケース会議の実施回数の増加（平成 28 年度：年間平均 1.7 回、平成 29 年度：年間平均 3.8 回）
 - (2) 個人カルテ作成率の上昇（平成 28 年度：平均 30%、平成 29 年度：平均 63%）

<課題>

- 1 教科会の改善や学力定着を図る取組の成果を検証するため、外部学力調査等を実施し、継続的に

生徒の学力把握に努める必要がある。

- 2 学力不振による中退者数の減少が見られたが、引き続き学習支援を行い、中退防止に努める必要がある。
- 3 Wi-Fi 環境の整備

<今後の取組の方向性>

ゆめナビプロジェクト研究校実施校3校に Wi-Fi 環境を整え、オンライン個別学習を実施し、成果検証を行っていく。

◆外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

1 放課後子供教室の推進

<施策の取組状況>

(1) 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

【実績等】 実施地区数及び教室数等の推移

年度	25	26	27	28	29
地区数（区市町村数）	52	52	55	55	55
教室数	1,101	1,138	1,158	1,200	1,240
小学校区数	1,062	1,089	1,112	1,145	1,178

(2) 活動プログラムの実施

学習支援、文化、スポーツ等の様々な活動プログラムを実施【実績 128 教室】

(3) 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。【実績等 年7回 受講者数延べ904人】

(4) 情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

<成果>

- ・教室数及び実施小学校区数の増加（平成28年度比 40 教室 33 小学校区増）
- ・学習支援、茶道教室やバドミントン教室等、様々なプログラムを実施

<課題>

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

<今後の取組の方向性>

学習支援等様々な活動事例の紹介や、企業等の教育プログラムを活用した取組等の情報提供を行うとともに、活動プログラムが継続的に実施されるよう、区市町村への支援方策を検討していく。

2 地域未来塾の推進

<施策の取組状況>

区市町村が主体となって、国庫補助事業である「地域未来塾」を活用し、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的として学習支援の機会を提供した。

- ・実施区市町村 21 区市 （平成 28 年度事業開始）
（小学生対象 2 区市村、中学生対象：6 区市、両方対象：13 区市）
- ・取組内容
大学生や教員OB等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施
会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

<成果>

実施した教育委員会や学校からは、「日常的に参加し、学習意欲の向上が見られ、学習する習慣が身に付いた。」「参加前、家庭での学習が 30 分未満の児童のうち、1 時間以上学習するようになったと回答した児童の割合が 62.8%」などの学習習慣の確立や、「できなかった問題ができるようになるなど、自信や学習目的を持てるようになった生徒も増えて、手ごたえを感じている」といった基礎学力の定着などが評価されている。

また、参加している児童・生徒へのアンケートでは、「分からなかった部分が克服できた。」「なんでも質問ができるので、有意義な学習につながっている。」などの声が挙げられている。

<課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して多様な実践事例をはじめ参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

3 校内寺子屋の推進（再掲）

<施策の取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を試行的に 10 校 2 年間指定

- ・国語、数学、英語において高校 1 年生 20 名程度の生徒を対象

- ・各教科週 2 回程度、放課後に 2 時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施
- ・平均の出席率は 54.9%である。

<成果>

- ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒には、学業不振による中途退学者が 0 人（3 月 27 日時点）。
- ・対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「勉強が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、75%以上の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

- ・外部模試を 2 回以上実施し、生徒の学力の状況を把握する必要がある。
- ・対象となる生徒の参加率が 6 割未満であり、100%を目指して取り組んでいく必要がある。
- ・地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

校内寺子屋の充実を図るため、平成 30 年度及び平成 31 年度においては指定校を 30 校に拡大して学力向上や不登校及び中途退学の防止に一層取り組む。

◆高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

1 アクティブ・ラーニングの推進

<施策の取組状況>

都立高校の生徒が、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、アクティブ・ラーニングの視点に立った指導の充実に向けた研究開発を行う学校として、「アクティブ・ラーニング推進校」30 校を指定し、以下の取組を行った。

1 推進校の取組

- (1) 外部講師を活用した校内研修の実施
- (2) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の先進校視察
- (3) 研究成果報告書の作成及び提出
- (4) 実践報告会における実践事例の発表

2 東京都教育委員会の取組

- (1) 平成 28 年度
 - ア 実践報告会の開催（平成 28 年 12 月 15 日）
 - イ 「平成 28 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
 - ウ DVD「これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指して～主体的・対話的で深い学びの実現～」の作成

(2) 平成 29 年度

- ア 「カリキュラム・マネジメント推進校」との合同による実践報告会の開催（平成 29 年 12 月 7 日）
- イ 「平成 29 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成

<成果>

- 1 推進校におけるアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業実践と実践事例の周知
推進校によって一部の教員による実践から約 9 割の教員による実践まで実施状況に幅はあるものの、全ての学校で授業実践に取り組み、実践事例として報告書に指導案を掲載し、全都立高校に向けて周知を図った。
- 2 実践報告会における実践事例の発表
全校悉皆で開催した実践報告会において、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた 2 校の実践事例の発表を行うとともに、推進校 30 校が自校の取組についてポスター発表を行った。また、独立行政法人大学入試センター審議役を講師に招いた講演を行い、新しい学習指導要領を通じて育みたい力及びアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業改善の重要性について全都立高校に向けて周知を図った。

<課題>

- 1 推進校の取組の充実
推進校 1 年目及び 2 年目の成果を踏まえ、各推進校の取組の充実を図る必要がある。特に、全校体制での組織的な取組が不十分な学校については、指定最終年度を見据えながら、計画的に取組を進めるよう指導・助言を行う必要がある。
- 2 成果検証に向けた取組
生徒の変容の数値化など、推進校としての取組の成果を検証する評価の指標やデータ収集の方法等について研究を進める必要がある。

<今後の取組の方向性>

平成 30 年度は、新たに 15 校を推進校に指定し、45 校での実施となる。より良い事例を効果的に普及するため、実践報告会でより充実した取組事例を示すことができるよう工夫していく。

2 知的探究イノベーター推進事業

<施策の取組状況>

探究的な学習等を推進する先導的学校として「知的探究イノベーター推進校」を 3 校指定し、以下の取組を支援した。

- 1 探究的な学習等を用いて新しい価値を創造する力等を育成する学習内容及び方法の開発
- 2 探究的な学習等を用いて新しい価値を創造する力等を育成する教材の開発
- 3 探究的な学習を中核にした教育課程の開発

<成果>

- 1 「探究的な学習」を進めるに当たり、各推進校において学校の特色や在り方の見直しを図るとともに、「探究的な学習」を中核にした教育課程を研究し、平成 30 年度から開始する教育課程を編成した。
- 2 共同研究として外部機関等のもつ専門的なノウハウを活用し、「探究的な学習」に関する学習内容と学習方法を研究し、教材の開発を行い、指導用テキスト「探究と創造」（試作版）を作成した。

<課題>

- 1 「探究的な学習」をゼミ形式で行うための継続的な予算措置や外部との連携の強化
 少人数で指導を行うための教育課程の編成やより適切な校内体制について研究するとともに、外部機関と連携し「探究的な学習」の指導を推進する必要がある。併せて、必要な予算措置についても検討していく必要がある。
- 2 指導用テキスト「探究と創造」（試作版）の活用と改善
 実際の授業での指導用テキスト「探究と創造」（試作版）の活用を通じて、より効果的に指導ができるよう、指導用テキストを修正する必要がある。

<今後の取組の方向性>

平成 30 年度は、高校 1 年（中等教育学校 4 年）が実際に指導用テキストを使用し、「探究的な学習」を行う。平成 31 年度以降は、学年進行で「探究的な学習」を深め、最終学年で成果発表等を行う。平成 34 年度から実施される「総合的な探究の時間」において、開発した教材や教育課程を普及することで、都立高校における「探究的な学習」を推進していく。

◆高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進（指導部・都立学校教育部）

<施策の取組状況>

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を 26 校指定するとともに、これに中高一貫校 10 校を加えた 36 校を対象とし、進学対策の充実を図るために以下の支援を行った。

- 1 進学指導研究協議会
 - (1) 全体会（年 1 回）
 次年度の進学指導体制の改善等を図るため、副校長及び進路指導主任を対象に、前年度の大学合格状況等、成果と課題について共有した。
 - (2) 学校経営懇談会（全 4 部会）
 進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校及び中高一貫教育校の 4 部会における固有の課題の解決を図るため、部会別の校長対象の懇談会を実施した。
 - (3) 指名制による授業研究（6 月から 1 月まで）
 36 校の教員の指導力向上及び授業改善を図るため、指導教諭等による優れた授業を見学し授業研究を行った。

2 外部専門家による進学指導コンサルティング事業

各校の教科指導における課題の抽出及び課題解決を図るため、外部機関のアドバイザー及び教科講師による指導・助言を行った。平成 29 年度については、都立西高等学校、都立八王子東高等学校、都立青山高等学校、都立小山台高等学校、都立国際高等学校、都立豊多摩高等学校、都立武蔵野北高等学校、都立江戸川高等学校及び都立日野台高等学校の 9 校で実施した。

3 若手教員育成システム「進学指導研修」の実施

進学指導に関する中核教員の育成のため、進学指導重点校に進学指導研究生を 10 名配置した。

4 巡回指導員による指導・助言の実施

進学対策特任教授（一般職非常勤職員 5 名）と指導主事等がチームとなって各校を訪問し、管理職、進路指導主任、各教科主任に対して指導・助言を行った。

5 外部人材による自主学習支援

生徒の学習時間の確保及び進学への意欲を喚起するため、外部人材を活用した支援を行った。

6 難関大学進学への「志」育成事業

最先端の研究及び難関国公立大学進学への意欲を喚起するため、京都大学高校生フォーラム、コスモス国際賞受賞記念講演会、都医学研フォーラム、東京工業大学高校生のための先端科学・技術フォーラム及び首都大学東京都立高校生のための先端研究フォーラムを実施した。

7 進学指導に関わる諸調査

36 校の大学合格状況調査等を実施し、各校の傾向を分析、巡回指導訪問等において指導・助言を行った。

<成果>

- ・ 難関国公立大学及び医学部の合格者は、前年度より 6 名増加した。
- ・ 東京大学の合格者は、前年度より 17 名増加した。
- ・ 医学部の現役合格者は、前年度より 1 名増加した。

<課題>

進学指導特別推進校における難関国公立大学及び医学部の合格者が、前年度より減少したことから、不合格となった学力層への進学指導の充実を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

難関国公立大学及び医学部への合格者は増加しており、学校は生徒の高い志望に応え指導している。この現状を踏まえ、進学指導重点校での進学指導及び授業等における優れた取組を 36 校全体で共有し、各校における難関国公立大学への進学指導体制の確立を図る。

【具体的な取組例】

- ・ 進学指導研究協議会におけるグループ編成の改善
- ・ 大学入試改革に向けた進学指導体制構築のための支援により、高大接続改革による記述問題や教科横断的な問題に対応できる力を身に付けさせるための取組体制の構築

◆持続可能な社会づくりに向けた教育の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

- 1 児童・生徒への具体的な課題の捉えさせ方や、課題解決に向けた学習過程等を工夫するなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んだ。
- 2 持続可能な社会づくりに関する内容と各教科等で扱う単元・題材との関連を記した年間指導計画を作成するなど、教科等横断的な取組を充実させた。
- 3 外部講師による講演会や研修会を実施したり、地域の施設や行事等に参加したりするなど、外部人材や地域資源等を活用した教育活動に取り組んだ。
- 4 推進校全校において、研究の成果の普及に向けた研究発表会を開催した。

＜成果＞

○「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査

項目	成果目標	調査結果
自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、身近な課題であると認識している児童・生徒の割合 （「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査）	80%以上	86.3%
授業の中で、学んだ知識を関連付けて理解し、自分なりの考えをもつことができていると認識している児童・生徒の割合 （「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査）	80%以上	85.3%

＜課題＞

- 1 授業改善や教科等横断的な取組など、事業の更なる推進
- 2 本事業の取組の成果の普及及び啓発

＜今後の取組の方向性＞

- 1 1年目の取組の成果と課題を分析するとともに、その改善に向けた取組の更なる推進
- 2 都教育委員会主催の実践発表会を実施し、その取組の成果の普及

◆給付型奨学金の創設（都立学校教育部）

＜施策の取組状況＞

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が望む学習活動を選択可能にするため、平成29年度から奨学金制度を創設した。

- 1 認定者数
 - ・ 5万円対象者 21,038人
 - ・ 3万円対象者 12,228人
- 2 認定額 1,400,633千円
- 3 実績額 278,745千円

<成果>

これまで経済的負担を理由に参加を見送っていた生徒が、この制度を活用することにより、模擬試験や資格試験、勉強合宿等、希望する教育活動に参加できるようになった。また、学校は、生徒の経済的負担を考慮して実施を見合わせていた学校行事等に取り組むことが可能となり、特色ある教育活動の充実が図られた。

<課題>

平成29年度実績は、初年度特有の理由のため執行率が20%と低かったが、平成30年度は、制度の平年度化により、執行率の課題は解消している。今後は、制度周知の一層の充実や制度活用の更なる促進が課題である。

<今後の取組の方向性>

平成29年度の実施状況を分析し、より一層の制度周知の徹底や現行の要綱の範囲内での制度趣旨を踏まえた給付対象事業拡大の検討を行い、制度活用の促進を図る。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
主要施策	2	理数教育の推進	

【平成29年度予算額：319,623千円 決算額：245,281千円 従事職員数4人（指導主事4人）】

◆小・中学校における理科教育の推進（指導部）

1 「小学生科学展」の開催

＜施策の取組状況＞

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果を展示・発表することを通して、理数に対する能力を更に高めることを目的に、「小学生科学展」を開催した。

＜成果＞

- ・ 出品点数 64点（各区市町村からの代表1点、都立特別支援学校小学部から2点）
- ・ 区市町村来場者数 2,190人
- ・ 「友達の作品を見たり、発表を聞いたりして、科学に対する興味や関心が高まった」と回答する参加児童の割合 平成28年度98.4%、平成29年度96.8%と95%以上の割合を占めている。

＜課題＞

来場者数の増加

＜今後の取組の方向性＞

- ・ 都立特別支援学校小学部からの継続的な参加、島しょ地区代表児童の口頭発表への参加（VTR等）
- ・ 他局及び企業等との連携

2 「東京ジュニア科学塾」の開催

＜施策の取組状況＞

中学1、2年生が科学の専門家等から指導を受け、科学への興味や関心を高めることを目的に、「東京ジュニア科学塾」を開催した。また、科学に高い関心のある生徒の資質・能力を更に伸長することを目的に「東京ジュニア科学塾専修コース」を開設した。

- ・ 東京ジュニア科学塾 全3回 参加人数延べ330名
- ・ 東京ジュニア科学塾専修コース 全8回 各回43名参加

＜成果＞

「東京ジュニア科学塾専修コース」についてのアンケート調査結果

- ・ 「科学に対する興味が深まった」と回答する参加生徒の割合
平成28年度 95%→ 平成29年度 100%

<課題>

参加者数の拡大

<今後の取組の方向性>

対象学年の拡大

区市町村教育委員会に対する周知等、募集方法の改善

3 「中学生科学コンテスト」の開催

<施策の取組状況>

東京都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨^{きたく}する場を提供することで、中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する東京都代表チームを選考した。

参加学校数 87 校

参加チーム 176 チーム（3 人 1 組）

参加人数 520 人

<成果>

「中学生科学コンテスト」についてのアンケート調査結果

- ・「科学技術に関する学習意欲」について「高い」と回答する参加生徒の割合
平成 28 年度 86.2% → 平成 29 年度 86.5%
- ・「科学技術を必要とする職業に就きたいと思う」と回答する参加生徒の割合
平成 28 年度 66.3% → 平成 29 年度 64.4%

<課題>

参加学校数の拡大

<今後の取組の方向性>

「東京ジュニア科学塾」参加生徒に対する周知

4 「観察実験アシスタント」の配置

<施策の取組状況>

小学校及び中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童・生徒の理科に対する興味・関心を高め、理科の学力を向上させることを目的に、観察・実験の準備や片付け等を支援する「観察実験アシスタント」を配置

<成果>

配置区市町村 平成 28 年度 28 区市町村 → 平成 29 年度 30 区市町村

配置校数

小学校	平成28年度	489校	→	平成29年度	614校
中学校	平成28年度	65校	→	平成29年度	77校

<課題>

「観察実験アシスタント」の質的向上

<今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会に対する周知（国費事業）

5 「理科ボランティア活用モデル地域」の指定

<施策の取組状況>

小学校及び中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童・生徒の理科に対する興味・関心を高め、理科の学力を向上させることを目的に、地域人材等の無償ボランティアの理科授業に係る活用について効果的な運営方法を検証

実施市数 4区市

<成果>

実施小学校数 27校

実施中学校数 10校

<課題>

ボランティア活用に係る普及・啓発

<今後の取組の方向性>

理科教育支援推進事業への一本化

○ 全体

<成果>

学力向上を図るための調査における効果測定結果

- ・ 「将来、理科や算数、科学技術に関係する仕事に就きたい」と思う児童・生徒の割合：

小学校5年生	平成28年度	43.3%	→	平成29年度	48.5%
中学校2年生	平成28年度	28.6%	→	平成29年度	30.9%
- ・ 「週1回以上観察・実験」を行う学校の割合：

小学校	平成28年度	56.0%	→	平成29年度	54.4%
中学校	平成28年度	65.2%	→	平成29年度	68.1%
- ・ 「児童・生徒の考えを生かした様々な方法で実験・観察」を行う学校の割合：

小学校	平成28年度	88.5%	→	平成29年度	88.6%
-----	--------	-------	---	--------	-------

中学校 平成 28 年度 62.7%→ 平成 29 年度 64.3%

<課題>

中学校における観察・実験の充実

<今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会との連携の強化

◆高等学校における理数教育の充実（指導部・都立学校教育部）

1 理数イノベーション校

<施策の取組状況>

理数イノベーション校 八王子東高等学校・国分寺高等学校・南多摩中等教育学校

- 1 探究活動の実施
- 2 研究施設等における研修の実施
- 3 大学や専門機関の研究者との連携
- 4 教員研修
- 5 科学の祭典における研究発表会の口頭発表

<成果>

- 1 講演会、JET による理数分野の講座、総合的な学習の時間による理数分野の講座などの大学や研究機関の研究者の講話により、理系の進路希望が増えた。
- 2 課題研究における理数系論文テーマの割合が、平成 28 年度：30%→平成 29 年度：37%と増加した。
- 3 理数系の進路を選択する生徒の割合が、前年度と比較して増加した。
- 4 複数の生徒が、積極的に各種の科学に関する国際オリンピック日本代表選考にエントリーした。
- 5 科学の甲子園東京都大会において、順位を大きく向上させている等の成果が見られた。
- 6 今年度は外部評価委員会を設置し、平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月までに訪問調査及び授業観察（3 回）を実施し、当該指定校に対する確かな指導助言を行い、一律の指標で事業の評価を行った。

<課題>

- 1 「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」の指定を見据え、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。
- 2 探究活動時間の十分な確保、外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路につなげる指導体制を構築する必要がある。
- 3 組織的に活動できるような体制を校内に位置付け、探究的な活動を促進する教員組織を立ち上げていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

次期学習指導要領を見据え、探究活動の充実のため、科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科における「見方・考え方」を活用しながら、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成するため、数学と理科の知識・技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法等の研究開発を先進的に行っていく。

2 理数アカデミー校

＜施策の取組状況＞

理数アカデミー校 富士高等学校・附属中学校

- 1 探究活動の一層の充実
- 2 国内外の研究施設等における研修の実施
- 3 教員研修
- 4 大学や研究機関との連携
- 5 科学の祭典等における研究成果の発表

＜成果＞

- 1 「探究未来学」の更なる充実のため、中学3年の探究未来活動1単位分の授業を再構築し、年間指導計画の検討、教材開発を行った。
- 2 理数系の進路を選択する生徒の割合が、前年度と比較して増加した。
 - ・高校3年生 数学Ⅲ選択者（学年人数比率）
平成29年度 63名（33%） → 平成30年度 68名（37%） 4%増加
 - ・高校2年生 物理選択者（学年人数比率）
平成29年度 84名（46%） → 平成30年度 106名（54%） 8%増加
- 3 「京都大学科学ポスターコンテスト」応募、「小石川中等教育学校発表会」への出席など、生徒が積極的に発表の場を求めるようになった。
- 4 中学3年生・高校1年生で「探究未来学」を必修、高校2年生で選択とし、それぞれ中間発表会・最終発表会などを開催するといった改善を図り、生徒の「考える力」がより深まるように工夫をした。
- 5 今年度は外部評価委員会を設置し、平成29年7月から平成30年3月まで訪問調査及び授業観察（3回）を実施し、当該指定校に対しの確な指導助言を行い、一律の指標で事業の評価を行った。
- 6 年間通して実施されている「土曜講座」や、東京工業大学のサマーサイエンスキャンプ、京都研修における京都大学訪問を通して、科学技術、理科・数学に対する興味関心を高め、探究心を向上させた。
- 7 大学や専門機関との連携による取組は、平成27年度：1件→平成28年度：18件→平成29年度：23件と着実に増加している。
- 8 卒業後の進路の状況等については、理系大学進学が増加傾向にあり、国公立大学合格者も着実に増加している。

<課題>

- 1 各教科において中高の系統的な取組の計画を具体化していく必要がある。
- 2 「探究未来学」で使用する指導教材の改善や新規教材の開発を継続し、探究活動に係る指導方法の更なる充実を図る必要がある。
- 3 「考える力」を重視したカリキュラムの検討、新しい学習指導要領に対応した新たな大学入試、特に国立大学等で増加する推薦入試に備える必要がある。

<今後の取組の方向性>

次期学習指導要領で注目されている探究活動等の充実を図るため、教育内容に応じた適切な学習指導法の更なる改善を図る必要がある。そのためにも、授業改善に資するため、理数系科目教員の授業実践の交流の場を設ける必要がある。

3 「理数研究校」の指定

<施策の取組状況>

理数研究校（24校）

都立葛飾野高等学校	都立六本木高等学校	都立竹早高等学校
都立つばさ総合高等学校	都立科学技術高等学校	都立八丈高等学校
都立小笠原高等学校	都立西高等学校	都立調布北高等学校
都立目黒高等学校	都立新宿高等学校	都立世田谷総合高等学校
都立桜修館中等教育学校	都立駒場高等学校	都立北園高等学校
都立農芸高等学校	都立豊島高等学校	都立町田高等学校
都立成瀬高等学校	都立立川高等学校	都立府中東高等学校
都立武蔵高等学校	都立小金井北高等学校	都立多摩科学技術高等学校

- 1 探究活動の実施
- 2 各種コンテスト等への参加
- 3 サイエンスセミナーへの参加

<成果>

- 1 「科学の甲子園東京都大会」では、指定校のうち半数以上の学校が参加し、優秀な成績を修めることができた。
平成 29 年度：13 校参加
筆記競技では上位 10 位までに 2 校、実技競技では上位 10 位までに 3 校、総合成績では上位 10 位までに 3 校が入った。
- 2 「科学の祭典」研究発表会のポスター発表は、全ての指定校が作品を出品し、日頃の研究成果について交流した。
- 3 「理数研究校」等を対象としたサイエンスツアーを 2 回実施した。12 月実施の「高校生のためのプログラミング講座」では 20 校 30 名、1 月実施の「地球研究サイエンスツアー」では 25 校 33 名が参加し、生徒の理数分野への興味・関心が高いことがうかがえた。特に、プログラミング講座

のアンケート結果からは、「プログラミングを今後継続したい。」と回答した受講者が全体の9割おり、関心の高さが今後の学習意欲につながっている。

<課題>

- 1 地域によっては講師招へいのための交通費が高額であったり、天候により講師が来られなかったりするなど、講師の確保が困難な学校があった。また、部活動の予定や活動に関する費用の問題から参加できない生徒がいた。生徒の交通費等の負担を考慮するなど、多くの生徒が有意義な活動を行えるようにするため、予算項目の見直しが必要である。
- 2 各校とも理数分野に興味・関心の高い生徒が集まる部活動での活動が多かった。より活動の輪を広げていくためにも、学校全体で取り組む指導体制を整えていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

各学校の生徒の実態に合わせた研究活動を可能にするため、使用料及賃借料を設けてフィールドワーク、観察等の活動の充実を図るとともに、教材・教具を購入する一般需用費の増額を図る。

4 「理数研究ラボ事業」の実施

<施策の取組状況>

- 1 理数研究ラボ（集中型）
 - (1) 内容 最先端の研究機関が集中する筑波研究学園都市を訪問して最先端の科学技術及びその研究に接し、研究活動を体験
 - (2) 時期 平成29年8月21日（月）から同月23日（水）まで
※ 7月23日に事前学習、9月24日に事後学習、11月26日に科学の祭典においてポスター発表を実施
 - (3) 会場 筑波大学、産業総合技術研究所、宇宙航空研究開発機構
- 2 理数研究ラボ（通年型）
 - (1) 内容 都内の大学や研究機関において最先端の科学技術に接し、研究者からのアドバイスを受けながら、グループ単位で研究活動を実施
※研究データや情報を会場以外の場所において、グループ内の生徒で情報共有することができるようタブレットPCを期間中参加生徒に貸出
 - (2) 時期 平成29年7月から平成30年2月まで（8回）
 - (3) 会場 東京理科大学等

<成果>

- 1 集中型については、研究プログラムに対する満足度が7割、「研究」に対する興味が高まった生徒が9割であった。また、事後アンケートには、来年度も参加したい、文系か理系か進路を迷っていたが理系進学にしたいという気持ちが固まった等の感想があり、生徒たちの科学に対する興味・関心を高めることができた。
- 2 集中型は「科学の祭典」研究発表会において、通年型は年度末に都庁内で成果発表会を行い、プ

プレゼンテーション能力の向上に寄与することができた。

- 3 通年型については、事後アンケートに、研究テーマとその取組について今回の研究を継続したい、若しくは発展させたいという感想があり、生徒たちの科学に対する興味・関心を高めることができた。また、研究回数をもっと多くてもよいと考えている生徒も半数を超えた。

<課題>

- 1 集中型、通年型とも、幅広い学校から興味・関心の高い生徒を集めるため、募集期間を十分取る等、募集活動を充実させ必要がある。
- 2 通年型については、お互いの情報共有を円滑に行い、数か月にわたる研究活動を行うために、コミュニケーションツールとしてのタブレットPCの活用を工夫する必要がある。

<今後の取組の方向性>

集中型、通年型とも、実施期間に応じた研究テーマを設定し、研究内容の充実を図る。

5 医学部等への進学を希望する生徒による「チーム」の結成

<施策の取組状況>

医学部等への多様な進路の実現を図るため、入学段階から生徒がチームを結成し、互いに切磋琢磨し支え合う3年間一貫した以下に掲げる育成プログラムを実施している。

- ・ 医師等による講演会の実施
- ・ 医学部や病院等への見学・体験の実施
- ・ 医学部大学教授による模擬授業
- ・ 医療に関する課題研究、成果発表会の実施
- ・ 医科学系論文指導、小論文指導
- ・ 個人面談、個別学習管理等

<成果>

- ・ 「チーム・メディカルでいろいろな体験ができたこと、医師や研究者の話が聞けたことで、将来の仕事の理解が深まった」と回答した生徒の割合 100%
- ・ 「医師になって社会貢献する気持ちになっている」と回答した生徒の割合 100%

(出典：平成29年度チーム・メディカル活動に関するアンケート調査結果)

<今後の取組の方向性>

引き続き、小論文・面接指導などの総合的な進路指導のほか、病院の職場見学や医療関係者との交流、医学部の大学教授による模擬授業など、医療への理解を深め、医師になる志を育むプログラムを着実に実施していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	2 世界で活躍できる人材の育成
主要施策	3	「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	

【平成29年度予算額：3,022,016千円 決算額：2,477,082千円 従事職員数12人（指導主事7人）】

◆小学校における英語教科化の推進（指導部・人事部）

＜施策の取組状況＞

1 英語教育推進地域事業

(1) 43地区に76名の「英語教育推進リーダー」の配置

「英語教育推進リーダー」による模範授業の公開や巡回による指導を通じて、「英語教育推進リーダー」を配置している地区内の小学校の教員の指導力・英語力の向上を図っている。

(2) 10地区の「英語教育推進地域」の指定

「英語教育推進リーダー」を配置した地区のうち、10地区を「英語教育推進地域」に指定し、各地区における指導体制の充実や教材開発に向けた取組を行っている。「英語教育推進地域報告書・成果報告会」を通して、「英語教育推進地域」の取組の成果を全都に普及・啓発している。

(3) 「英語教育推進地域事業連絡協議会」の開催

「英語教育推進リーダー」を対象とした「英語教育推進地域事業連絡協議会」を年3回開催し、各地区の取組の成果を共有している。

(4) パフォーマンステストの実施

「英語教育推進リーダー」を配置した地区の児童を対象にパフォーマンステストを実施している。

2 英語専科教員配置モデル事業

(1) 4地区に4名の英語専科教員の配置

小学校英語の教科化の実施に向け、小学校に英語専科教員を配置し、授業及び学校での効果的な英語専科教員の活用等について検討している。

(2) 「小学校英語専科教員配置モデル事業連絡会」の開催

「小学校英語専科教員配置モデル事業」実施地区訪問、配置校訪問を行うとともに、英語専科教員を対象とした「小学校英語専科教員配置モデル事業連絡会」を年2回開催し、各地区の取組の成果と課題を共有している。

(3) パフォーマンステストの実施

英語専科教員の配置校の児童を対象にパフォーマンステストを実施している。

3 小学校教員向け指導用資料(冊子・DVD)及びピクチャーカードの作成

小学校3・4年用の外国語活動指導資料やピクチャーカードの作成・配布をしている。

4 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成32年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置

<成果>

(平成 28 年度)

「英語教育推進地域」に指定された 10 地区において「英語教育推進リーダー」を活用した小学校の外国語教育担当教員を対象とした意識調査を年度末に実施

- ・「英語（高学年教科型）の指導に対する不安が大いにある」と回答した教員の割合

	平成 28 年度末
「英語（高学年教科型）の指導に対する不安が大いにある」と回答した教員の割合	41.7%

(平成 29 年度)

「英語教育推進地域報告会」において参加した一般小学校教員を対象とした意識調査を平成 30 年 2 月に実施

- ・新学習指導要領に対応した授業力・英語力について「とても不安がある」と回答した教員の割合

	平成 29 年度末
新学習指導要領に対応した授業力・英語力について「とても不安がある」と回答した教員の割合	13.7%

英語教育を推進する教員の採用

	採用見込数	応募者数	受験者数	名簿記載者数	倍率
小学校全科（英語コース）	30 人	35 人	32 人	8 人	4.0

<課題>

「英語教育推進リーダー」の配置では「とても不安がある」と回答した教員の割合が 28%減少する等、一定の成果が見られたが、平成 32 年度からの小学校中学年における外国語活動と高学年における教科としての英語の全面実施に向けて、指導者の育成、とりわけ専門性ある英語専科教員の育成が急務である。

また、小学校全科（英語コース）の受験資格を小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を有する者としているため、積極的な受験者拡大の取組が必要である。

<今後の取組の方向性>

平成 30 年度は「英語教育推進地域事業」、「英語専科教員配置モデル事業」の知見を生かし、英語専科教員の校内体制等課題の解決と専門性の向上を図るため、新たに「英語専科教員連絡協議会」を設置する。

また、小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を取得可能な大学への PR 活動を強化する。

◆中学校における英語教育の充実（指導部）

＜施策の取組状況＞

1 「中学校英語教育推進モデル地区」の指定

小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校英語教育推進モデル地区」を2年間指定し、平成33年度からの新学習指導要領全面実施につながるよう、小学校との円滑な接続や小中一貫した「CAN-DO リスト」及び「スタートカリキュラム」を作成するなど、4技能を総合的に育成する指導及び評価方法の研究や小中の有機的な連携の在り方についての研究を推進している。

2 中学校英語科教員を対象とした研修

中学校英語の指導方法及び評価方法の改善を図るため、中学校英語科教員を対象とした「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施するとともに、指導用DVDを作成している。

＜成果＞

・ 英語教育実施状況調査

スピーキングテストを実施した回数	平成28年度	5,909回	
	平成29年度	6,141回	（前年より232回増）

・ 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」における参加教員（1,278人）のアンケート結果
研修内容を「よく理解できた」「理解できた」の合計

パフォーマンステスト実施の目的について	97%
パフォーマンステスト実施における課題について	98%
生徒の課題の把握について	98%
授業改善の方策について	95%

＜課題＞

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」の実施により、理論としての指導方法及び評価方法の改善は多くの教員に理解が図れたが、具体的な指導例の発信が必要である。

＜今後の取組の方向性＞

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を継続して行うとともに、平成29年度作成の指導用DVDの活用の促進を図り、新学習指導要領実施に向けた指導と評価の改善に取り組む。また、「中学校英語教育推進モデル地区」の成果報告会等を通して新学習指導要領実施に向けた具体的な指導例の発信をしていく。

◆高等学校における英語教育の充実（指導部）

＜施策の取組状況＞

生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校（夜間定時制課程単独校は除く。）及び中高一貫教育校に JET プログラムによる外国人指導者（以下「JET 青年」という。）を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させた。また、英語教育の改善を図るために、JET 青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有するとともに、学校生活の中で日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面を校内に設定するため、「英語教育推進校」のうち 20 校に JET 青年を追加配置し、「Tokyo English Empowerment Project」（以下「TEEP」という。）を実施し、生徒が英語で発信する力の向上を図った。

さらに、都立高等学校における「東京グローバル 10」の指定を継続し、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図った。あわせて、生徒の使える英語力の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「英語教育推進校」の 40 校の指定も継続し、オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。

○JET プログラムによる外国人英語指導者の配置人数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実績	5 人	5 人	5 人	100 人	200 人	200 人	220 人

○「東京グローバル 10」指定校（10 校）

日比谷高等学校、深川高等学校、西高等学校、国際高等学校、飛鳥高等学校、千早高等学校、小平高等学校、小石川中等教育学校、三鷹中等教育学校、立川国際中等教育学校

○「英語教育推進校」指定校（40 校）

青山高等学校、竹早高等学校、白鷗高等学校、上野高等学校、三田高等学校、晴海総合高等学校、大田桜台高等学校、両国高等学校、墨田川高等学校、城東高等学校、小松川高等学校、小岩高等学校、富士高等学校、荻窪高等学校、調布北高等学校、狛江高等学校、小山台高等学校、駒場高等学校、目黒高等学校、新宿高等学校、桜町高等学校、文京高等学校、戸山高等学校、大泉高等学校、町田高等学校、八王子東高等学校、松が谷高等学校、日野台高等学校、翔陽高等学校、立川高等学校、昭和高等学校、国立高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、小金井北高等学校、保谷高等学校、多摩科学技術高等学校、国分寺高等学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校

＜成果＞

JET 青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりするなど、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校において、生徒が日常的に生

きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

「東京グローバル10」の指定においては、指定校に重点配置されたJET青年等を活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進められている。指定校全校での海外語学研修の実施や積極的な留学生の受入れなど、国際理解教育への取組も拡充し、グローバル・リーダー育成に向けた素地が作られた。

「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話や音声リーディングソフトの導入をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験支援、「CAN-DOリスト」の作成を行うなど、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成することができた。

<課題>

世界各国から来日しているJET青年は、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、JETプログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用している学校が多数ある一方で、活用方法を模索している学校もある。今後実施が予定されている、国の「高校生のための学びの基礎診断」及び「大学入学共通テスト」などへの対応も含め、4技能をバランス良く育成することが一層重要であり、生徒の「聞く」「話す」能力の育成に重点的に取り組む必要がある。

<今後の取組の方向性>

JET青年を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを積極的に収集し、全都立高校及び中高一貫教育校で共有し、英語の授業改善を図る。またJET青年が配置校において、より効果的な指導を行えるように来日時研修や指導力向上研修の改善を図るとともに、JETと英語科教員に対する研修を設定するなどして、効果的な指導法等についての周知を図る。

また、平成30年度は「グローバル10」及び「英語教育推進校」合計50校において、JET青年を複数配置するとともに、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面を校内に設定するTEEPを継続実施し、JET青年と共に英語で会話や議論を行い、生徒が英語で発信する力の一層の向上を図る。さらに、オンライン英会話、外部検定試験受験支援等を一層活用し、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の向上に向けて取り組んでいく。

◆学校外における英語に触れる環境の充実（指導部）

<施策の取組状況>

東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の開設に向け、平成28年度に決定した事業者と共に、事業内容の具体化、広報活動・施設整備支援等を行った。

<成果>

平成30年度の利用について、学校経由で約4万人が予約（平成30年3月現在）

<課題>

平成30年9月の開業に向け、事業者と連携しながら、プログラムの開発、英語スタッフのトレーニング、施設の整備等を行い、円滑に開業させる。

<今後の取組の方向性>

事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	2 世界で活躍できる人材の育成
主要施策	4	豊かな国際感覚を醸成する取組の推進	

【平成 29 年度予算額：1,110,955 千円 決算額：985,027 千円 従事職員数 23 人（指導主事 10 人）】

◆国際交流の推進（指導部）

1 姉妹校交流推進校

＜施策の取組状況＞

グローバル人材育成の一層の促進を図るため、海外の学校との姉妹校交流を積極的に推進する先導的の学校 37 校を「姉妹校交流推進校」として指定し、姉妹校交流に必要な教育環境の整備等の支援を実施した。

＜成果＞

高等学校、中等教育学校、特別支援学校に渡る幅広い校種で、多くの国と地域にまたがる姉妹校交流が実現できた。

＜課題＞

より多くの学校で取組を可能とするため、新たな交流校・交流地域の開拓やマッチング支援、交流の充実・継続に向けた環境整備を充実させていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

平成 30 年度は、指定する学校を 75 校に拡大し、支援対象について、学校間の継続的な交流に加え単発での交流まで拡充する。このことに伴い、名称を「姉妹校交流推進校」から「海外学校間交流推進校」と改める。さらに、平成 30 年度に創設する「国際交流コンシェルジュ」の活用や、都教育委員会と海外の教育行政機関との連携等を通して交流を支援していく。

2 留学生の受け入れ拡大

＜施策の取組状況＞

都立高等学校等における留学生の受入拡大を推進するため、都教育委員会が主体となって行う留学生受入事業「東京体験スクール」を実施した。このことにより、より多くの生徒が日本にしながら国際交流を行うことができるとともに、留学生にとって訪都のインセンティブとなるよう、部活動や清掃活動などの日本型教育の体験や、日本文化、ホームステイによる東京の暮らし等に触れる機会を創出した。

<成果>

平成29年6月、7月、12月にいずれも12日間、5か国・7地域から計91名の留学生を受け入れ、都立高等学校等12校に配置した。また、受入期間中は、都教育委員会において留学生を対象とし、企業訪問や都内の散策、日本文化体験、留学生とホストファミリーの交流イベントなどの行事を実施した。

<課題>

受入校の拡大のため、ホームステイ先の確保が課題である。

<今後の取組の方向性>

「東京体験スクール」を実施するに当たり、訪都のインセンティブとなるよう、引き続き、充実した内容で実施するとともに、受入校の拡大のため、受入校の生徒の自宅以外でのホームステイも一部実施していく。

3 国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献人材の育成

<施策の取組状況>

国際社会の一員としての自覚や、社会に貢献する意欲と主体的な行動力をもつ人材の育成を目的として、都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）の生徒（100名）に対し、JICAと連携した研修プログラム（事前研修、宿泊研修、事後研修及び報告会）を実施した。

1 募集及び応募状況 [単位：人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
募集人数	100	100	100
応募人数	169	150	120

2 平成29年度 宿泊研修参加者内訳 [単位：人]

I期								II期								合計	
1年生		2年生		3年生		4年生		1年生		2年生		3年生		4年生			
15		28		6		0		31		19		0		0		99	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
4	11	8	20	2	4	0	0	11	20	3	16	0	0	0	0	28	71

※病気のため1人辞退

3 研修プログラム

(1) 事前研修（教職員研修センター）平成29年7月9日（日）

入校式、オリエンテーション、講義等（国際貢献や青年海外協力隊について）、語学テスト

(2) 宿泊研修

第I期、第II期とも長野県駒ヶ根市・福島県二本松市の2グループに分かれ、青年海外協力隊訓練所において研修を行う。

(日程)第Ⅰ期 平成29年8月14日(月)から同月19日(土)まで 49名

第Ⅱ期 平成29年8月21日(月)から同月26日(土)まで 50名

入所式、オリエンテーション、ワークショップ(「SDGs(持続可能な開発目標)について考えよう」、「豊かさってなんだろう」、「挑戦!海外青年協力隊」、「若者宣言」)、野外体験活動、語学ワークショップ、青年海外協力隊員との交流活動、退所式

(3) 事後研修(教職員研修センター)平成29年9月24日(日)

研修のまとめ、成果発表会に向けた準備(アクション・プランの作成)

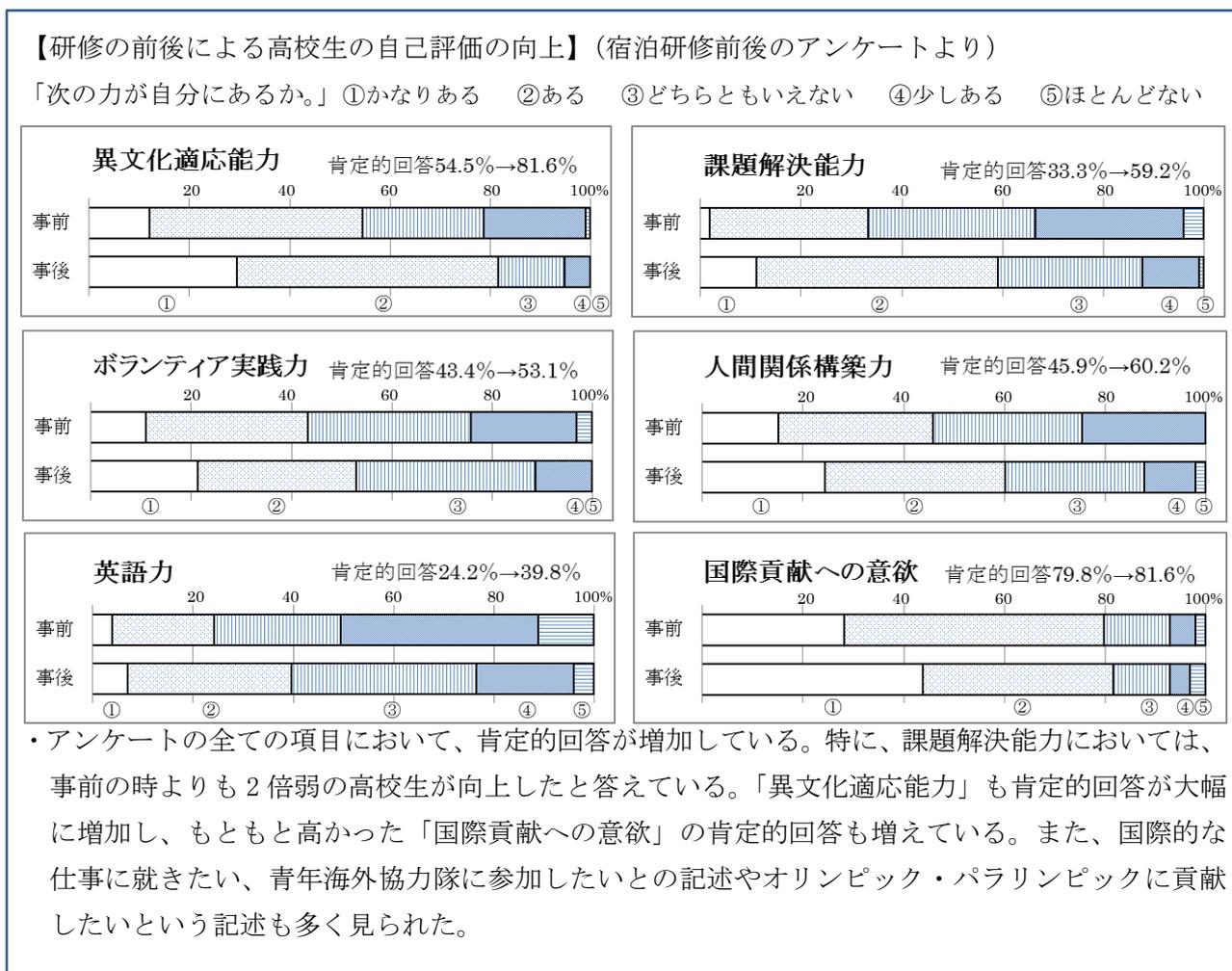
(4) 報告会(教職員研修センター)平成29年11月5日(日)

修了式、研修成果報告会

- ・修了証書授与
- ・研修成果の発表(「若者宣言」を踏まえて今実施していること、アクション・プラン)
- ・青年海外協力隊経験者によるパネルトーク

<成果>

1 次のとおり、研修生の青年海外協力隊等の国際協力・社会貢献への意欲が向上した。



2 各研修生が得た経験や考えたことについて、報告会等でグループごとに発信した。

<課題>

新たな研修プログラムの開発、座学に偏らない研修全体計画など、プログラムの一層の充実を図る。

また、平成30年度からは、福島県二本松市の施設が、管理運営上、高校生の利用ができなくなり、長野県駒ヶ根市の施設のみとなった。そのため、JICAと連携した研修プログラムの実施において、100名規模の高校生の受入が不可能となった。

<今後の取組の方向性>

JICA及びJOCAとの連携強化を図りながら、高校生の研修が何らかの方法で継続できるように調整する。また、より体験的な研修内容となるよう、プログラムを充実させるとともに、研修を修了した高校生が、研修を通して身に付いた力や態度・意識の変容等を、所属校において広めるための方策を検討する。

◆都立高校生の留学・海外大学進学への支援（都立学校教育部・指導部）

1 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組

<施策の取組状況>

公立高校初となる国際バカロレアの認定を取得（平成27年5月）した都立国際高等学校において、国際バカロレアの教育プログラム（ディプロマ・プログラム）を実施し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得とともに、それをういた海外大学進学を支援している。

<成果>

- ・平成30年3月に卒業した第1期生のフルディプロマ取得率 89.5%
- ・平成30年度入学者選抜（第4期生）では、募集人員20名に対して107名の応募があった。
（応募倍率 5.35倍）

<課題・今後の取組の方向性>

国際バカロレアコースの生徒が、高校卒業資格と併せて、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）を取得し、海外大学への進学希望を実現できるよう、都立国際高校におけるディプロマ・プログラムの実施を支援するとともに、海外大学への進学に向けた指導の充実を図る。

また、国際バカロレアのカリキュラムに対応し、英語による授業ができる教員の養成・確保を計画的に行うことで、国際バカロレアコースの安定的な運営体制の構築を図る。

2 「次世代リーダー育成道場」の充実

<施策の取組状況>

1 取組概要

(1) ねらい

「次世代リーダー育成道場」では、国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。この事業は、世界を舞台に活

躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志をもった都立高校生等を、研修・留学を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

(2) 育てたい人物像

グローバル社会において、自立し、リーダーとして活躍できる広い視野や的確に自分の考えを表現できるなどの高い英語力、チャレンジ精神や使命感など、新しい時代が求めている資質・能力を身に付けている人物

(3) 平成29年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

平成29年度の「次世代リーダー育成道場」は、①国内事前研修 ②留学 ③国内事後研修 から構成される。留学の派遣時期により、A、B二つのコースを設定

A（冬出発）コース：約6か月の事前研修の後、冬に約1年間の留学に出発

B（夏出発）コース：約1年間の事前研修の後、翌年度の夏に、約1年間の留学に出発

2 実施状況 募集人数・応募状況

(1) 平成29年度実績（6期生）

区分	合格者数（応募者数）	Aコース	Bコース
指定校特別推薦	26（26）	7	19
学校特別推薦	42（42）	34	8
一般推薦	132（221）	59	73
合計	200（289）	100（144）	100（145）

(2) 事前研修

英語研修（英語実践演習、英語による講義、留学生との交流）、各界のリーダーによる講義、個人研究、見学・体験（日本の歴史、日本の伝統・文化など）

(3) 留学プログラム

Aコース：オーストラリア・クイーンズランド州（60名）平成30年1月19日から同年12月まで
オーストラリア・南オーストラリア州（40名）平成30年1月25日から同年12月まで

Bコース：アメリカ合衆国・アリゾナ州（70名）平成30年8月から平成31年6月まで

カナダ・ブリティッシュコロンビア州（30名）平成30年8月から平成31年7月まで

(4) 事後研修

合同研修会、帰国オリエンテーション・成果報告会、成果発表会、英語力の測定

(5) 普及・啓発

留学フェア、フォーラム、講座の公開及びウェブページ

<成果>

平成29年度に全てのプログラムを修了した第4期生を対象として、グローバル人材として必要な資質・能力等、八つの観点について成果検証を行い、次の成果を得た。

- ①英 語 力…留学を通してSLEPテスト（リーディングとリスニングの合計）の得点が向上した
修了生の割合 99%
- ②コミュニケーション能力…コミュニケーション能力が高まった修了生の割合 92%
- ③主体性・積極性…主体性や積極性が高まった修了生の割合 90%
- ④協調性・柔軟性…協調性や柔軟性が高まった修了生の割合 96%
- ⑤責任感・使命感…責任感や使命感が高まった修了生の割合 79%
- ⑥異文化に対する理解…異文化に対する理解が深まった修了生の割合 91%
- ⑦日本人としてのアイデンティティ…日本人としてのアイデンティティが高まった修了生の割合 74%
- ⑧将来の展望…「将来の夢や方向性、就きたい職業や進路等が明確になった」と回答した割合 76%

- ・ 八つの観点のうち、90%以上の修了生が肯定的に回答した観点が五つあり、特に「協調性・柔軟性」については、96%の修了生が肯定的な回答をしている。修了生の記述からは、異文化に対する理解も深まったと考えられる。
- ・ 八つの観点のうち、「責任感・使命感」、「日本人としてのアイデンティティ」、「将来の展望」の三つの観点については、肯定的な回答をした修了生が8割に満たない結果となった。留学後から調査までの間に実現する機会や場がなかったことや、留学経験を通して視野が広がったことで、目指す進路の選択肢が増えたことが要因と考えられる。
- ・ 「英語力（語学力）」については、1%の修了生に得点の上昇が見られなかった。しかしながら、留学後、実用英語検定2級を取得するとともに、高校卒業後はアメリカの大学進学を希望するという記述があり、意識の向上が見られる。

<課題>

- 1 留学開始時における高い英語力（4技能）の習得
- 2 研修生及び現地機関等からの報告を踏まえた留學生活のサポート
- 3 留学による研修生の資質・能力のより明確な変容の把握

<今後の取組の方向性>

- 1 英語に関する学習に「TOKYO GLOBAL GATEWAY」での体験を導入し、実践的な場面を増やす。
- 2 事業概要及び「留学の規則と処遇」を関係機関等に周知徹底する。
- 3 4技能を測る英語能力試験を継続、育てたい資質・能力と対応したアンケート調査の実施、帰国前に提出する成果報告等で研修生の変容を評価する。

◆豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備（都立学校教育部）

<施策の取組状況>

- ・ 都立新国際高等学校（仮称）については、設置予定場所が決定したことを踏まえ、基礎調査を実施した。

- ・ 都立小中高一貫教育校については、その設置に向けて基本設計を実施している。
- ・ 都立白鷗高等学校・附属中学校については、国際色豊かな学習環境を実現するため、平成30年度入学者決定において海外帰国・在京外国人生徒枠募集を実施した。また、平成29年3月に公表した「都立白鷗高等学校・附属中学校の教育内容の充実に係る検討委員会報告書」を踏まえ、新たな教育内容の準備を進めた。

<成果>

- ・ 都立小中高一貫教育校については、平成29年4月に都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会における検討結果を取りまとめ、公表した。
- ・ 都立白鷗高等学校・附属中学校については、平成30年度入学者決定における海外帰国・在京外国人生徒枠募集において、募集人員24人に対して45人が受検した。

<課題>

- ・ 都立新国際高等学校(仮称)については、設置予定場所が決定したことを踏まえ、設置に向けて地元自治体等と調整等を行っていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・ 都立新国際高等学校(仮称)については、基礎調査の結果等を踏まえ、設置に向けた準備を着実に進めていく。
- ・ 都立小中高一貫教育校については、引き続き基本設計を実施し、その設置に向けた準備を着実に進めていく。
- ・ 都立白鷗高等学校・附属中学校については、検討委員会報告書を踏まえて検討した新たな教育内容を実施し、世界で活躍するリーダーを育成していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	2 世界で活躍できる人材の育成
主要施策	5	日本人としての自覚と誇りの ^{かん} 涵養	

【平成29年度予算額：158,227千円 決算額：95,128千円 従事職員数8人（指導主事8人）】

◆日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

1 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成

＜施策の取組状況＞

国際社会で活躍する人材の育成に向けて、外部人材の活用等を通して日本の伝統・文化に関する取組や、外国人と積極的に関わる機会を推進する伝統・文化教育推進校を指定し、その取組を支援してきた。

- ・推進校数：小学校141校、中学校49校、高等学校50校、特別支援学校10校 合計250校
- ・指定期間：平成28年度から2年間
- ・外部人材の活用を通じた日本の伝統・文化に関する教育活動の充実
- ・外国人との文化交流体験の推進

都立高校200校に配置されている、JETプログラムによる英語等指導助手（以下「JET青年」という。）との交流活動

地域の外国人との交流活動

＜成果＞

伝統・文化教育推進校における調査

- ・ 専門家等を招へいし、体験活動を行った延べ回数 平成29年度 1,620回
 - ・ JET青年等の外国人と交流活動を行った延べ回数 平成29年度 1,238回
- 教育課程内での交流回数 平成29年度 982回

小学校（国語、社会、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動 等）

中学校（国語、社会、理科、音楽、美術、保健体育、外国語、総合的な学習の時間、特別活動 等）

高等学校

（音楽、国語、特別活動、総合的な学習の時間、英語、学校設定科目 等）

特別支援学校

（音楽、算数・数学、家庭、総合的な学習の時間、自立活動、作業学習、生活単元学習 等）

教育課程外での交流回数

平成29年度 256回

（茶道、和太鼓、書道、華道、お囃子^{はち}、盆踊り、むかし遊び（けん玉・メンコ）、

七夕、百人一首、折り紙、能楽、相撲、尺八、餅つき、合唱 等)

項目	成果目標	調査結果
伝統・文化教育推進校における調査		
① 我が国や郷土の伝統や文化について、興味や関心をもっている児童・生徒の割合		
「詳しく調べてみたい」と肯定的に回答した児童・生徒	80%以上	69.5%
「たくさん体験してみたい」と肯定的に回答した児童・生徒		74.8%
② 我が国や郷土の伝統や文化を、外国人等に紹介することができる児童・生徒の割合		
「地域や周りの人に、説明することができる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合	50%以上	45.6%
「外国の人に、説明することができる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合		37.5%
③ 伝統・文化についての理解が深まった児童・生徒の割合		
「専門的な理解が深まった」と肯定的に回答した児童・生徒の割合	80%以上	89.7%
「専門的な技術が高まった」と肯定的に回答した児童・生徒の割合		80.5%

<課題>

地域の外部人材の活用や JET 青年等への発信など、外部人材等の計画的な活用

<今後の取組の方向性>

今後オリンピック・パラリンピック教育との発展的な統合により、日本の伝統・文化教育に関する取組の更なる推進を図る。

2 「都立高校における伝統芸能鑑賞教室」の実施

<施策の取組状況>

都立高校生一人一人が、日本の伝統・文化に興味や関心をもつとともに、我が国の伝統芸能に親しみ、理解を深め、その内容を他者に発信していく力を身に付けることを目的とする。平成 28 年度から平成 30 年度までに、全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）、希望する定時制・通信制に通う生徒が、在学中に一度は日本の伝統芸能鑑賞教室に触れる機会を設定する。

1 学校独自の伝統芸能鑑賞教室を計画・実施

平成 29 年度までに 91 校（うち定時制 10 校）で実施

2 都教育委員会が提供する伝統芸能鑑賞教室を校内で実施

平成 29 年度までに 34 校（うち定時制 4 校）が都教委の演者派遣を利用し実施

3 都教育委員会が提供する外部会場での伝統芸能鑑賞教室を実施

平成 29 年度までに 24 校（うち定時制 4 校）が参加

平成 28 年度伝統芸能鑑賞教室 野村万作 狂言の世界（参加生徒 約 2,800 名）

平成 29 年度伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界（参加生徒 約 6,000 名）

<成果>

参加高校生に対して、日本の伝統芸能の第一人者による本物の演技を見せることにより、伝統・文化のすばらしさを実感させることができた。

- ・平成 28 年度日本の伝統芸能鑑賞教室 野村万作 狂言の世界 事後アンケート結果 (790 名)
日本の伝統芸能に対する興味をもった生徒→約 85%
- ・平成 29 年度日本の伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 事前事後アンケート結果

		事前	事後	成果
①	日本の伝統芸能に対する興味関心がある	39.4%	82.9%	43.5 ポイント増加
②	日本の伝統芸能の良さを理解している	27.7%	69.0%	41.3 ポイント増加

(回答数 6,103 名)

<課題>

より多様な演目から学校が選択できるよう、演目及び開催日数を増やす。

<今後の取組の方向性>

- 1 学校独自の伝統芸能鑑賞教室を計画・実施
平成 30 年度までに 118 校 (うち定時制 12 校) で実施予定
- 2 都教育委員会が提供する伝統芸能鑑賞教室を校内で実施
平成 30 年度までに 46 校 (うち定時制 8 校) で実施予定
- 3 都教育委員会が提供する外部会場での伝統芸能鑑賞教室を実施 (人数は平成 30 年 3 月申込人数)
 - (1) 平成 30 年度日本の伝統芸能鑑賞教室 野村萬斎・万作 狂言の世界 (仮称)
平成 30 年 11 月 1 日 なかのZEROホール (約 2,200 名) 7 校 (うち定時制 1 校)
 - (2) 平成 30 年度日本の伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 (仮称)
平成 30 年 11 月 1 日 府中の森どりーむホール (約 3,700 名) 6 校
 - (3) 平成 30 年度日本の伝統芸能鑑賞教室 吉田兄弟 邦楽の世界 (仮称)
平成 30 年 11 月 22 日 府中の森どりーむホール (約 2,600 名) 5 校

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	6	人権教育の推進	

【平成29年度予算額：58,847千円 決算額：53,406千円 従事職員数9.5人（指導主事6人）】

◆人権教育の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

1 指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

＜施策の取組状況＞

学校における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教職員及び教育機関に配布した。

- ・ 年1回発行：64,500部、配布先：公立学校全教職員 等

年度	24	25	26	27	28	29
実績	63,500部	63,500部	63,500部	63,500部	64,500部	64,500部

＜成果＞

人権教育プログラムの作成・配布を通して、都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。また、全ての人権尊重教育推進校において、人権教育プログラムを活用した研修等を実施することができた。

＜課題＞

人権教育プログラムの内容の一層充実と学校における活用及び紙面を一部電子化するための内容を検討していくことが課題である。

＜今後の取組の方向性＞

人権に関する情報の収集に努め、資料の内容を充実させる。

具体的な活用場面を想定し、区市町村教育委員会や各学校に活用を働き掛けていく。

紙面の一部電子化に向けての情報収集及び構成等を検討していく。

2 人権教育研究協議会

＜施策の取組状況＞

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

- ・ 年間開催数：28回、参加者数：7,298人

年度	24	25	26	27	28	29
実績	6,990人	7,310人	7,374人	7,262人	7,267人	7,298人

<成果>

人権教育の内容や方法について、研究・協議を行い、人権課題への正しい理解と認識を深めることができた。全ての回において、90%以上の参加を得ることができた。

<課題>

学校における人権課題に関する取組の充実が課題である。

学校等のニーズを捉えた内容の充実を図ることが課題である。

<今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、学校等の実態を踏まえた内容とし、講師の講演や主任指導主事等の講義内容を充実させることにより、学校の取組を充実させる。

3 人権教育指導推進委員会

<施策の取組状況>

区市教育委員会等の指導主事を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

- ・ 年間開催数：4回

年度	24	25	26	27	28	29
実績	6回	6回	5回	5回	5回	4回

<成果>

各人権課題に関する講義や協議等を通して、指導主事等が、様々な人権課題に関する理解を深めることができた。

<課題>

指導主事等が、各区市等において、人権課題等について学校等への指導・助言を適切に行うことができるようにすることが課題である。

<今後の取組の方向性>

委員会の内容を工夫することにより、学校への具体的な指導・助言に生かせるようにする。

4 人権尊重教育推進校の設置

<施策の取組状況>

ア 小学校31校、中学校13校、義務教育学校1校、中等教育学校1校及び都立学校4校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に係

統的、組織的に取り組んだ。

イ 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

- ・ ブロック別連絡会の年間開催数：29回、参加者数：4,709人

年度	24	25	26	27	28	29
実績	28回 4,076人	31回 4,220人	28回 4,743人	28回 4,853人	29回 5,365人	29回 4,709人

<成果>

人権尊重教育推進校では、同和問題をはじめ様々な人権課題を取り上げた実践を行い、人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進することができた。また、全ての人権尊重教育推進校で、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を設定し、授業研究を行った。ブロック別連絡会では、各校の取組をそれぞれの地域に広げることができた。

<課題>

各人権尊重教育推進校における人権課題への取組をより一層充実させ、他の学校へ普及・啓発を図ることが課題である。

<今後の取組の方向性>

各人権尊重教育推進校の担当指導主事が、年度当初に学校の実態を的確に把握し、それぞれの学校の課題を踏まえた指導・助言及び資料提供を行っていく。

5 人権教育資料センターの運営

<施策の取組状況>

教職員研修センター内の人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を実施し、人権教育推進の支援を行った。

- ・ 今年度に収集・整備したDVD教材及び書籍数：DVD教材32本、書籍132冊

年度	25	26	27	28	29
実績	31本 104冊	64本 104冊	48本 93冊	33本 109冊	32本 132冊

<成果>

人権教育に関する研修会をはじめとする様々な機会を通じて、ビデオ教材等の活用に関する広報を行い、都内公立学校での活用を促進した。また、東京都人権施策推進指針に示された新たな人権課題に関わるDVD教材及び書籍を収集し、研修における情報提供に役立てた。

<課題>

東京都人権施策推進指針に示された新たな人権課題や、学校のニーズに沿ったDVD教材や書籍等の資料の収集・整備を更に行っていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

今後もホームページや研修会等、様々な場で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのビデオ教材等の活用を推進する。

6 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

<施策の取組状況>

社会教育における啓発学習資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- ・ 年1回発行 105,000 部
- ・ 配布先 社会教育関係機関、都内国公立小・中・高等学校（PTA）等

年度	25	26	27	28	29
実績	105,000 部				

<成果>

都教育委員会が実施する「教育庁等職員・学校事務職員等課題研修」、「人権学習指導者研修」、区市町村教育委員会・PTA等の研修・講座・学習会等で活用された。

<課題>

人権啓発学習資料の一層の活用促進が課題である。

<今後の取組の方向性>

人権啓発学習資料の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

7 人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）

<施策の取組状況>

人権学習教材ビデオ制作の基本方針等を踏まえ、「Voice!!! 人権の教室」を制作し、社会教育関係機関、中学校・高等学校等に配布し、活用促進を図った。

- ・ 規格 DVD・カラー38分・実写、制作部数 1,650 本
- ・ 配布先 社会教育関係機関、視聴覚ライブラリー、都内国公立中・高等学校 等
- ・ 年間開催数：検討委員会 5回 委員8人

年度	25	26	27	28	29
実績	5回 1,650 本	3回 (企画)	5回 1,650 本	3回 (企画)	5回 1,650 本

<成果>

平成 29 年度は、「オリンピック・パラリンピック」「北朝鮮による拉致問題」「子供（いじめ問題）」の3テーマで構成し、東京都の施策動向等を踏まえた人権学習教材ビデオを制作することができた。

<課題>

東京都の施策動向等を踏まえた人権学習教材ビデオの内容を一層充実させ、活用促進を図ることが課題である。

<今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や東京都の施策動向を踏まえ、人権学習教材ビデオの内容を一層充実し、その活用を促進していく。

8 人権学習指導者研修**<施策の取組状況>**

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。

- ・ 年間開催数 一般研修 10 回、専門研修 8 回、 合計 18 回

参加者数

年度	25	26	27	28	29
実績	908 人	790 人	815 人	724 人	509 人

<成果>

人権学習に関わる内容・方法等についての講義等を行い、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めることができた。

<課題>

人権課題に関わる国や東京都の施策動向等を踏まえた研修内容・方法等の一層の充実が課題である。

<今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や東京都の施策動向等を踏まえ、時宜に合った内容及び新しい人権課題等を取り入れるなど、区市町村教育委員会等の実態を踏まえながら研修内容・方法等を充実させていく。

9 人権学習の促進事業**<施策の取組状況>**

区市町村の人権学習の促進を図るため、区市町村における人権教育事業の学習内容・方法等の傾向を調査・分析し、その成果を報告書として作成し、区市町村教育委員会等へ配布した。

- ・ 報告書（「平成 29 年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成

500 部

- ・ 配布先 区市町村教育委員会、社会教育関係機関等

年度	25	26	27	28	29
実績	500部	500部	500部	500部	500部

<成果>

区市町村人権教育事業実施状況調査（平成28年度実績）の分析及び人権教育プログラムを企画するための視点やそのプログラム編成の手順・運営方法等を報告書にまとめ、区市町村教育委員会等へ普及・啓発することができた。

<課題>

人権教育推進のための調査研究事業報告書の一層の活用促進が課題である。

<今後の取組の方向性>

人権教育推進のための調査研究事業報告書の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	7	道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	

【平成29年度予算額：33,543千円 決算額：30,997千円 従事職員数6人（指導主事6人）】

◆小・中学校における考え議論する道徳の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

- 1 東京都道徳教育推進拠点校事業（平成28年度新規 小は29年度まで 中は30年度まで）
 - (1) 都内公立小・中学校等111校（小学校53校 中学校58校）を拠点校に指定
 - (2) 「特別の教科 道徳」の指導内容、「考える道徳」・「議論する道徳」の実践研究
 - (3) 区市町村教育委員会との連携、域内の教員参加による研究協議会の開催
 - (4) 校長、教員、PTA及び地域の健全育成関係者等の代表による「道徳教育推進協議会」の開催
 - (5) 平成29年度「東京都道徳教育推進拠点校研究報告書（最終報告）」作成・配布（平成30年3月）
- 2 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスの実施
 - (1) 各学校における道徳教育の推進の中核を担い、組織的な指導体制等の構築をけん引する「道徳教育推進教師」の養成を目的として、講義・演習・協議を実施
 - (2) 「東京都道徳教育推進拠点校」の「道徳教育推進教師」及び区市町村教育委員会から推薦を受けた教員を対象
 - (3) 学校全体で取り組む道徳教育の在り方や組織づくり、推進教師の役割等について、講義・演習・協議を通じて理解を深めるとともに、各学校をけん引できる資質の向上を図った。
 - (4) 受講者は、校内研修会等においてカンファレンスの内容等について他の教員に周知する。
 - (5) 平成29年7月24日（月） 国立オリンピック記念青少年総合センター
 【中学校対象】午前9時30分～午後0時30分 120名参加
 【小学校対象】午後1時40分～午後4時40分 120名参加
- 3 「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施
 - (1) 『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の授業実践を公開（小・中学校で計12回実施）
 - (2) 参加人数 567名

＜成果＞

東京都「特別の教科 道徳」カンファレンス 受講者アンケートの結果

①本カンファレンスの目的や道徳教育推進教師の役割が理解できた。

とてもそう思う・そう思う…100%

②道徳教育の全体計画（別葉も含む。）や道徳の時間の年間指導計画の有効な活用方法等について理解できた。	とてもそう思う・そう思う…94.2%
③道徳教育の推進に向けた指導体制の構築に生かせる内容であった。	とてもそう思う・そう思う…97.3%
「特別の教科 道徳」授業力向上セミナー 参加者アンケートの結果	
①「特別の教科 道徳」の指導内容や指導方法の工夫について理解できた。	よく理解できた・理解できた…98.7%
②「考える道徳」、「議論する道徳」を実践するための指導のポイントについて理解できた。	よく理解できた・理解できた…96.6%
③道徳の時間の評価の考え方について理解できた。	よく理解できた・理解できた…98.7%

<課題>

1 単位時間の授業の改善・充実に向けた取組をより一層充実させるとともに、各教科や特別活動において計画的に道徳教育に取り組んだり、道徳の内容項目同士を関連付けて効果的に指導したりするなど、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進・充実を支援していくことが課題である。

<今後の取組の方向性>

- 1 「特別の教科 道徳」が平成 31 年度から全面実施となる中学校については、「東京都道徳教育推進拠点校」事業を1年間継続する。
- 2 学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育を推進するためのモデルとなるカリキュラムの開発に取り組む、「東京都道徳教育モデル校」を小学校で3校設置する。
- 3 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンス、及び「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーを継続して実施する。

○ 「道徳授業地区公開講座」の充実

<施策の取組状況>

- 1 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

(1) 小学校1・2年生版「心あかるく」	118,800冊
(2) 小学校3・4年生版「心しなやかに」	118,400冊
(3) 小学校5・6年生版「心たくましく」	116,900冊
(4) 中学校版「心みつめて」	89,400冊

を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。
- 2 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

(1) 小学校版	118,800冊
(2) 中学校版	89,400冊

を都内全ての公立小・中学校等の新1年生の保護者に配布した。

3 「道徳授業地区公開講座」の実施

学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成14年度から東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で、「道徳授業地区公開講座」を開催している。

年度	実施校数・公開授業参観者数
平成27年度	1,944校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 477,675人
平成28年度	1,931校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 492,468人
平成29年度	1,924校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 478,300人

4 「道徳授業地区公開講座」の意見交換会で活用できる保護者向けビデオ資料（DVD）の作成・配布

- (1) 「道徳授業地区公開校講座」の意見交換会を活性化し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進に資する目的で作成・配布（平成30年3月）
- (2) 道徳教育についての解説編と、大人が共に考える課題を取り上げたドラマ6本を収録
- (3) DVDの内容や活用方法、具体的な実践事例等を紹介するリーフレットを併せて作成・配布し（平成30年3月）、活用の推進を図った。

<成果>

- 1 東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。
- 2 「東京都道徳教育教材集」及び『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集（平成28年3月配布）の活用等により、「道徳授業地区公開講座」の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進した。
- 3 保護者向けビデオ資料（DVD）の配布により、各学校において「道徳授業地区公開講座」の意見交換会の充実・活性化を支援する体制を整えた。

<課題>

- 1 「特別の教科 道徳」の全面実施（小学校：平成30年度から 中学校：平成31年度から）に伴い、道徳科の内容等を踏まえて「東京都道徳教育教材集」を改訂することが課題である。
- 2 保護者向けビデオ資料（DVD）の活用を推進し、「道徳授業地区公開講座」の意見交換会への参加者を増やし、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の一層の充実を図っていくことが課題である。

＜今後の取組の方向性＞

- 1 「東京都道徳教育教材集」について、小学校版を平成30年度から、中学校版を平成31年度から、「特別の教科 道徳」の内容等を踏まえた改訂作業に入る。小学校改訂版を平成31年度から、中学校改訂版を平成32年度から、各学校に配布する予定である。
- 2 保護者向けビデオ資料（DVD）及びリーフレットの活用について、義務教育指導課事業説明会、道徳教育担当指導主事連絡協議会、「東京都『特別の教科 道徳』カンファレンス」等で周知を図り、「道徳授業地区公開講座」の一層の充実を支援する。また、「道徳授業地区公開講座」に都教育委員会の指導主事等を講師として派遣する際に、ビデオ資料（DVD）を活用して意見交換会を行う。

◆高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施（指導部）

＜施策の取組状況＞

これまで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を設定し、全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成を図るために、以下の取組を実施した。

- 1 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施（平成28年度3回、平成29年度2回）
- 2 全都立学校全課程を対象に実施状況調査を実施（年度末）
- 3 学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施（6月及び12月）

＜成果＞

- 1 実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。
- 2 学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施により、以下の項目について約8割の生徒が「当てはまる。」「どちらかという当てはまる。」と回答しており、学習を通して生徒の理解が深まったことが分かった（カッコ内は学習前の回答結果）。
 - ・ 「様々な立場の人の考えを理解し、良い点や課題を発見することができる。」83%（76.2%）
 - ・ 「自分の考えだけでなく、他の人の意見や考えも尊重して、物事を判断することができる。」84.5%（78.2%）
 - ・ 「自分の果たすべき役割、他の人の果たすべき役割を踏まえて、よりよい生き方を選択するために物事を判断することができる。」80%（69.8%）
 - ・ 「社会の一員であることを自覚し、自分でよく考えて、なぜその行動を取るのかについて理由を明確にした上で、行動を決めることができる。」75.5%（61.4%）
 - ・ 「よりよい社会の実現に向けて、自分で決めたことを行動に移そうと努力することができる」77%（67.3%）

＜課題＞

指導と評価の充実を図るため、各校において生徒の変容を把握する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

推進者研修等を通して、指導と評価の在り方や学習前後の生徒の変容を測る手立てについて情報提供を行う。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	8	社会的・職業的自立を図る教育の推進	

【平成29年度予算額：138,753千円 決算額：102,473千円 従事職員数12人（指導主事8人）】

◆キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

1 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進

＜施策の取組状況＞

全ての中学校で職場体験活動の取組を実施する。また、法律専門家と連携した研究授業を年6回実施し、うち3回を一般に公開した。さらに、関係機関と連携しながら租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進した。

＜成果＞

諸事業における効果測定結果

- 1 中学生の職場体験：平成28年度 100%実施 → 平成29年度 100%実施
- 2 法律専門家と連携した研究授業の実施：年6回（うち3回は一般に公開）
一般公開授業への教員の参加：60人
- 3 「東京都金融・金銭協議会」への教員の参加：41人

＜課題＞

法律専門家と連携した研究授業や「東京都金融・金銭協議会」への教員の参加の拡大

＜今後の取組の方向性＞

法律専門家と連携した研究授業の充実や関係研究団体との連携強化

2 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

＜施策の取組状況＞

- 1 高校生一人一人が、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成するために、全都立高等学校及び全都立中等教育学校において必履修教科として教科「人間と社会」を実施した。
- 2 都立高校生に望ましい勤労観、職業観を育成するため、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施した。
- 3 都立高校における優れた取組を周知するため、進路指導資料を全校に配布した。

<成果>

- 1 教科「人間と社会」の学習前後に実施したアンケートにおいて、約8割の生徒が「自分の考えだけでなく、他の人の意見や考えも尊重して、物事を判断することができる。」「自分の果たすべき役割、他の人の果たすべき役割を踏まえて、よりよい生き方を選択するために物事を判断することができる。」について、「当てはまる。」「どちらかという当てはまる。」と回答しており、学習を通して生徒の理解が深まったことが分かった。
- 2 国際ロータリーと連携したインターンシップ事業
 - ・参加した生徒の声

「働くことは楽しいことだけではなく辛いこともたくさんあるけれど、一緒に働いている仲間と励まし合いながら、今日の仕事を楽しくていく姿勢が大事であると分かった。」

「任された仕事をきちんと行うことも大切ですが、身だしなみや言葉遣い、時間を守るなどのマナーやコミュニケーションを取ることもとても大切だと学びました。」
 - ・参加校の声

「働くことの意義を理解し、社会人としての大切な勤労観、職業観を身に付ける機会となった。」

<課題>

生徒の変容を各校で把握し、指導と評価の改善を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

学校における取組の更なる充実を図るため、アンケートや報告書から現状と課題を分析し、「人間と社会」推進者研修等により、情報提供を行う。

3 実地で学ぶ商業教育への改革

<施策の取組状況>

- 1 「東京のビジネス」の編集
 - (1) 都立第一商業高等学校長（平成29年度、指導部高校教育改革担当課長職）を委員長とした「東京のビジネス」編集委員会を2回実施
 - (2) 編集委員会委員（延べ人数、委員14名・事務局6名）が、昨年の「東京のビジネス」を加筆修正した。
- 2 「商業教育コンソーシアム東京」設立準備について
 - (1) 事務局に商業コンソーシアム支援員を1名配置

29年度は、「商業教育コンソーシアム東京」設立準備に向けた作業を行った。
 - (2) 「商業教育コンソーシアム東京」準備委員会の実施

ア コンソーシアム組織のあるべき姿や業務内容の詳細について、より検討を進める。

イ 第1回準備委員会を、平成30年3月に実施
- 3 先行実施校である都立芝商業高等学校の取組
 - (1) 1学年「ビジネス基礎」内で「東京のビジネス」を補助教材として使用した授業を実施し、授業公開を毎学期1回、計3回実施した。

- (2) 都立芝商業高等学校に対し、専門家等やアシスタントティーチャーの派遣費用を予算配付した。

<成果>

1 「東京のビジネス」の編集

- (1) 改訂版「東京のビジネス」テキスト（補助教材）を作成し、平成30年3月15日付けで発行した。
- (2) 「東京のビジネス」テキストを、全都の商業科教員及び本改革対象の商業7校生徒に配布した（商業7校：芝商業高等学校、第一商業高等学校、江東商業高等学校、第三商業高等学校、葛飾商業高等学校、第四商業高等学校、第五商業高等学校）。
なお、商業7校には3年間分のテキストを配布した。

2 「商業教育コンソーシアム東京」設立準備について

- (1) 事務局に配置した商業コンソーシアム支援員（1名）が、各商業高校の訪問を通して学校の状況を把握した。

<課題>

1 「東京のビジネス」を使用した1学年「ビジネス基礎」の授業について

- (1) 商業7校の商業科教員のみならず、商業7校以外の商業科教員に対しても本改革の趣旨を理解させ、教員研修に出席させる等の取組が必要である。
- (2) 大学生のティーチングアシスタントについては、大学生の授業の合間を縫って商業7校の授業に来ていただく必要がある。そのため、平成30年度早期に、商業系（特に経済・経営関係）の大学側へ依頼し、質の高い学生を多く確保することが課題である。

<今後の取組の方向性>

1 商業7校で実施する1学年「東京のビジネス」を使用した授業の取組について

- (1) 授業内で「東京のビジネス」を補助教材として使用
- (2) 専門家等やアシスタントティーチャー派遣費用を予算配付

2 「商業教育コンソーシアム東京」設立準備について

- (1) 「商業教育コンソーシアム東京準備委員会」第2回を平成30年4月末に、第3回を平成30年5月末に実施予定
- (2) 平成30年7月中旬に、「商業教育コンソーシアム東京」お披露目会を、都立商業高校において実施予定
- (3) 「商業教育コンソーシアム東京」ホームページを設置

3 先行実施校である都立芝商業高等学校の取組について

- (1) 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
- (2) 専門家等やアシスタントティーチャーの派遣費用（報償費）を予算配付

4 全都立学校への全国紙配布

<施策の取組状況>

1 年度当初の取組

- (1) 新聞（全国紙等6紙）等の学校図書館への配備と活用
- (2) 都選挙管理委員会と連携した主権者教育充実のための研修会の実施
- (3) 新入生用リーフレット「民主主義って何だろう?」「有権者になることについて考えてみよう!」の配布
- (4) 新入生用選挙啓発カードの配布

2 選挙に対する取組

・東京都議会議員総選挙及び衆議院議員選挙に向けた取組

- (1) 校長連絡会での主権者教育の充実に関する説明
- (2) 管理職向け主権者教育相談窓口の開設
- (3) ツイッターによる投票呼び掛け
- (4) 選挙啓発カードのホームページ掲載
- (5) 投票日に実施される成果発表会・各種大会・外会場の模擬試験等への対応

<成果>

- 1 学校の教育活動全体を通じて、主権者教育を実施することができた。
- 2 校長のリーダーシップの下で、系統的・計画的に実施することができた。
- 3 新聞（全国紙等6紙）を活用することで、指導の政治的中立性を確保するとともに、生徒の政治的教養の育成ができた。

<課題>

- 1 継続的に生徒の意志決定力を育成していくことが大切である。
- 2 衆議院解散等による突発的な選挙への対応が必要となる。
- 3 主権者教育の一層の充実が求められる。

<今後の取組の方向性>

学校における取組の更なる充実を図るために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整えるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた指導を、系統的・計画的に実施していく。

5 ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進

<施策の取組状況>

社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科の設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討及び商業教育の改革を進めた。

東京都産業教育振興会を通じて東京商工会議所と連携し、商業高校・工業高校と企業が連携してイ

ンターンシップ、企業人による講話、就職面談会等の実施に向けた調整・交渉等を開始した。

<成果>

- ・平成30年度の都立葛西工業高校及び都立多摩工業高校へのデュアルシステム科の設置に向け、協力企業の開拓や中学生や保護者への周知活動を行った。
その結果、入学者選抜の倍率は葛西工業高校で1.12倍、多摩工業高校で0.96倍。デュアルシステム協力企業数は葛西工業高校で103社、多摩工業高校で117社（いずれも6月末現在、仮協定段階）であった。
- ・平成30年度、都立中野工業高校のエンカレッジスクール指定に伴い、教育内容の具体化及び施設・体制等の整備を図るとともに、中学生や保護者への周知活動を実施した。
- ・平成33年度の家家庭・福祉高校（仮称）設置に向け、必要な施設・設備整備等について検討を行った。
- ・東京都産業教育振興会を通じた東京商工会議所との連携により、工業高校で平成29年度中に企業人講話を実施したほか、平成30年度に向けて各校のニーズに合わせて近隣のインターンシップ・職業体験受入可能企業リストの受領等、実施時期や方法等の調整を開始した。

<課題>

取組の着実な推進

<今後の取組の方向性>

- ・平成30年度に都立葛西工業高校及び都立多摩工業高校に設置したデュアルシステム科について、企業開拓及び中学生や保護者への周知を支援する。
- ・平成30年度から新たにエンカレッジスクールに指定した都立中野工業高校が、工業科エンカレッジスクールとして充実した学校運営ができるよう取組を支援する。
- ・平成33年度の家家庭・福祉高校（仮称）設置に向け、必要な施設・設備整備の整備等について検討を進める。
- ・インターンシップ等企業と学校が連携する取組を推進し、学校の必要とする企業との連携方法について東京都産業教育振興会と連携の上、必要な支援を行う。

6 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

<施策の取組状況>

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験の有するNPO等との連携の下、学校ニーズに対応した多様な体験型学習プログラムを普通科高校全校（138校）で実施できたとともに、専門学科高校（4校）についても試行実施することができた。

年度	25	26	27	28	29
実施校	30校	51校	138校	138校	142校
協力団体数	33団体	41団体	52団体	55団体	58団体

<成果>

- ・学校のニーズに対応した多様な体験型学習プログラムを用意することで、学校が系統的・継続的なキャリア教育を実施する条件を整えることができた。
- ・「東京都雇用対策協定」に基づき、労働行政（東京労働局、東京都産業労働局）と連携したプログラムを導入することができた。
- ・生徒にとっては、学ぶこと・働くことの意義や役割が理解できるようになったとともに、教員にとっては、普段と違う生徒の様子を見て、生徒への指導方法等について考えることができたという声が高校から寄せられている。

<課題>

- ・プログラムの単発的な導入にとどまる学校もあり、学校のキャリア教育の目的や生徒の状況等を踏まえた、系統的・継続的な活用になっていない学校もある。各高校で「キャリア教育計画」を作成することになっているが、学校全体のものとして共有されていないため、学年団の意向や担当教員個人の裁量でキャリア教育の内容や進め方が大きく変わってしまう。
- ・学年全体を対象にした、各クラスごと一斉に導入できる体験型学習プログラムを実施できる団体が少ない。
- ・新学習指導要領に対応した体験型学習プログラムの導入の在り方等について検討する必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・「都立高校改革推進計画・次期実施計画」（仮称）を踏まえ、本事業の効果等を検証し、学校のニーズ等に対応した本事業の在り方等について検討を進めていく。

◆防災教育の推進（指導部）**1 防災ノート「東京防災」の活用促進****<施策の取組状況>**

発生が予測される首都直下型地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災ノート「東京防災」を都内の公立、私立・国立の小・中学校等に配布するとともに、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「親子防災体験」（小学校等対象）及び「防災標語コンクール」（中学校等対象）を新たに実施した。

- ・ 防災ノート「東京防災」作成・配布数

小学校1～3年生版	第1学年の児童に配布	136,000部
小学校4～6年生版	第4学年の児童に配布	133,640部
中学校版	第1学年の生徒に配布	136,611部

・ 防災ノートの活用促進

	対象	内容
親子 防災体験	都内全公立・私立小学校、特別支援学校(小学部)及び義務教育学校(前期課程)の児童及びその保護者	防災体験施設において、防災ノート「東京防災」を活用して児童と保護者が共に防災体験(地震体験、消火体験等)を行う。
防災標語 コンクール	都内全公立中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)及び義務教育学校(後期課程)の第1学年 全生徒	防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」を活用した学習を通して学んだことを踏まえ、生徒が防災標語を考える。

(親子防災体験の実施施設)

○都内7か所の防災体験施設【平成29年7月から同年9月まで】

東京消防庁都民防災教育センター(池袋防災館、本所防災館、立川防災館)、東京消防庁消防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、東京都北区防災センター

○多摩動物公園【平成29年8月11日(金)及び同月12日(土)の2日間】

車両3台(起震車、まちかど防災体験車、自然災害体験車)、防災資器材(地震動シミュレーター、防災体感シアター、煙体験ハウス等)により七つの防災体験コーナー(地震・津波体験、消火体験応急救護体験等)を開設

<成果>

防災ノートの活用促進

「親子防災体験」や「防災標語コンクール」の取組により、各学校において、避難訓練の事前・事後指導、各教科の授業、学校活動(ホームルーム活動)、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で、防災ノートの活用が図られた。

1 「親子防災体験」の実施者数(参加児童数)

平成28年度実績7,867人 ⇒ 平成29年度実績11,424人(3,557人増)

2 防災標語コンクール(応募作品数)

72,501標語

(全公立中学校、義務教育学校及び中等教育学校、公立特別支援学校658校で実施)

3 防災ノートの活用状況

都内の公立小学校、中学校、義務教育学校における活用率

平成28年度92.6% ⇒ 平成29年度97.4%(4.8%増)

(平成29年度安全教室指導者講習会アンケートより)

<課題>

1 防災ノートの活用率が97.4%と、2.6%の学校で活用していない現状がある。

2 教材の活用等による防災教育の推進により、具体的な防災行動に、より一層つなげていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

- 1 既存の三教材を発展的に統合した「防災ノート ～災害と安全～」を、都内全ての児童・生徒に配布する。
- 2 「防災ノート ～災害と安全～」の活用を図り、家庭・地域と一体となった防災教育を一層充実させる。
- 3 「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域（関係機関）が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発するとともに、「防災ノート ～災害と安全～」の活用方法について研究する。

2 「合同防災キャンプ」の実施

＜施策の取組状況＞

- 1 一泊二日の宿泊防災訓練
全日制課程等において 178 校で実施
- 2 関係機関と連携した防災教育
 - (1) 上級救命講習（東京消防庁及び東京防災救急協会と連携）20 校
 - (2) 減災セミナー（赤十字救急法基礎講習）（日本赤十字社東京都支部と連携）8 校
 - (3) 水道局と連携した断水体験（東京都水道局と連携）18 校
 - (4) 宿泊防災訓練等での防災講話（随時：防衛省自衛隊、東京消防庁、日本赤十字社）1 校
- 3 合同防災キャンプ
 - (1) 目的 被災地での交流活動、復興支援ボランティア体験、特定非営利法人日本防災士機構が実施する「防災士」の資格を取得
 - (2) 参加人数 生徒 85 名・教員 14 名、計 99 名
 - (3) 宿泊研修 平成 29 年 8 月 23 日（水）から同月 25 日（金）まで、2 泊 3 日（場所：宮城県）
 - (4) 内容 宮城県の高校・大学との交流活動、宮城県沿岸部の市町村（南三陸町）における復興支援ボランティア体験、岩手県内消防署等との交流活動、防災士養成講座（避難所の開設と運営・ハザードマップと災害図上訓練等）
- 4 平成 29 年度都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会
 - (1) 日時 平成 29 年 12 月 23 日（土・祝）午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
 - (2) 会場 御茶ノ水ソラシティ
 - (3) 出席者 都立高等学校等（全日制課程 178 校）の防災活動支援隊の生徒及び担当教員
「合同防災キャンプ」参加生徒及び教員
（参加者合計：生徒 249 名、教員 172 名、合計 421 名）
 - (4) 内容
 - ア 第 I 部「全体会」
 - (ア) 防災活動支援隊活動報告（都立大崎高等学校）
 - (イ) 合同防災キャンプ報告（都立山崎高等学校）
 - (ウ) 災害ボランティア派遣報告（都立農芸高等学校）

- イ 防災士認証状授与式（代表生徒及び代表教員）
- ウ 第Ⅱ部「避難所運営について考える」
 - (ア) 生徒……グループ協議「避難所運営について」
 - (イ) 教員……グループ協議「生徒の協議内容について」、「各高校の防災教育の取組について」

<成果>

- 1 一泊二日の宿泊防災訓練の場を活用して関係機関と連携した防災教育を実施することにより、生徒に対して防災意識を高めることができた。
- 2 「合同防災キャンプ」に参加した生徒及び教員が、自校において、その経験を他の生徒や教員に報告する取組を通し、被災地の現状等について校内で情報共有させることができた。
- 3 「平成29年度都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会」では、グループ協議の機会を通し、他校の取組を情報交換することができた。

<課題>

- 1 一泊二日の宿泊防災訓練
 - 実施学年の変更がある学校については、確実に実施する進行管理が必要である。
- 2 関係機関と連携した防災教育
 - ・連携先における対応可能時間の縮小
 - 連携先事業所の対応可能時間が縮小され、日本赤十字社については、全日制課程は午後6時まで、定時制課程は午後8時までの対応となった。水道局については、平日日中時間帯のみの対応となった。学校は宿泊防災訓練時、外部と連携した防災講話を夜間の時間帯に計画していることが多いため、学校に講話の実施時間帯を検討するようお願いしていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 関係機関と連携した防災教育
 - (1) 上級救命講習（25校程度：東京消防庁及び東京防災救急協会と連携）
 - (2) 減災セミナー（赤十字救急法基礎講習）（10校程度：日本赤十字社東京都支部と連携）
 - (3) 水道局と連携した避難時の実践体験（20校程度：東京都水道局と連携）
 - (4) 宿泊防災訓練等での防災講話（随時：防衛省自衛隊、東京消防庁、日本赤十字社）
- 2 定時制課程において一泊二日の宿泊防災訓練を試行実施（2校程度）
- 3 合同防災キャンプ
 - (1) 日 程：平成30年8月21日（火）から同月24日（金）まで、3泊4日
 - (2) 場 所：岩手県大槌町・宮古市・釜石市等
- 4 「都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会」の開催
 - (1) 日 程：平成30年12月22日（土）
 - (2) 場 所：ソラシティホール（JR「御茶ノ水」駅徒歩1分）

3 特別支援学校における宿泊防災訓練の実施

<施策の取組状況>

1 宿泊防災訓練実施状況

安全確保に向けた教職員の危機管理体制の点検及び児童・生徒の防災意識を育成するとともに、長期にわたる避難所生活で、保護者や地域住民との安全で円滑な避難所運営を図るために、都立特別支援学校全校（57校）において実施した。

年度	26	27	28	29
実施校数	2校	20校	34校	57校（※60回）
参加人数	61人	1,079人	1,719人	3,482人

※併置校の両部門での開催や分教室の開催によるものも含めての数

2 実施した訓練等

地域との避難所運営訓練、防災学習、給水訓練 等

<成果>

- 1 地域の自治会や諸機関との連携による訓練を18校で実施
- 2 避難所、帰宅ステーション訓練を27校で実施
- 3 「防災教育推進委員会」を全校設置し、地域代表委員との協議を実施
- 4 生徒への防災学習や専門家による講話等を43校で実施

<課題>

都立特別支援学校が長期に避難所となることを想定し、児童・生徒と地域住民等が、安全で円滑な避難所運営をできるようにする必要がある。

- 1 地域の防災組織への連絡・連携手段の確立と避難所での役割を検討
- 2 避難生活で医療機関等からの支援を受けられるよう、医療関係機関等との関係の構築
- 3 アレルギー及び食形態について対応
- 4 医療的ケアが必要な児童・生徒の保護者の参加

<今後の取組の方向性>

実際の避難所運営を想定するため、安全の確保状況を検証する上で必要な協力を、地域や関係機関、保護者に求めていく。

- 1 地域団体や地域自治会等との連携による福祉避難所等の開設訓練
- 2 医療関係機関等との関係構築及び参加協力
- 3 PTAの防災担当者等との連携・協力による実施

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	9	不登校・中途退学対策	

【平成29年度予算額：703,152千円 決算額：467,633千円 従事職員数7人（指導主事2人）】

◆区市町村教育委員会における支援チームの構築などの取組の支援（指導部）

1 区市町村教育委員会における支援チームの構築

＜施策の取組状況＞

- 1 区市町村教育委員会内に、スクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として配置し、支援チームを構成した（5区市町）。
- 2 家庭訪問等を通じて相談・学習支援等を行う訪問支援員を、支援チーム内に配置した（6区市町）。
- 3 支援チームでは、スクールソーシャルワーカーが示した方針により家庭を訪問したり、福祉・医療等の関係機関に不登校児童・生徒やその保護者をつないだりするなどの組織的な取組を行った。

＜成果＞

- 1 スクールソーシャルワーカーが支援チームの中心となり、関係機関との連携を図ることで、各機関がそれぞれの立場で家庭に関わり、具体的な支援へと結び付けることができた。
- 2 自宅での生活が中心となっていた児童が、訪問支援員の働き掛けにより、教育支援センターに通ったり、家庭での訪問支援を受けたりするなどして、外部との関わりをもてるようになった。
- 3 区市町村教育委員会内に支援チームを設置したことにより、それまでスクールソーシャルワーカーが一人で対応していた児童・生徒及び保護者との教育相談の延べ人数を減少させることができ、アセスメントや対応方法等に関する関係者間の共通理解が深まり、不登校対策が充実した。

＜課題＞

- 1 スクールソーシャルワーカーのコーディネート力を高め、より中核的な人材として育成を図ることが必要である。
- 2 訪問支援員に対する保護者からの信頼を得るためには、保護者への丁寧な説明や適格性のある人材の選定等が大切である。
- 3 不登校児童・生徒に対して家庭訪問を行ったり、教育支援センター（適応指導教室）への送迎を行ったりする場合、それぞれの要望やニーズに合わせた人材を派遣できるよう、組織の編成に柔軟性をもたせる必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

モデル事業を総括した上で、実施地区での効果的な取組を、不登校担当指導主事連絡協議会において報告するなど、成果の普及について区市町村教育委員会へ働き掛けていく。

2 小・中学校における学校内での組織的な支援体制の構築

<施策の取組状況>

- 1 校内で不登校対策の中心的役割を担う教員を指名した（7区市町：小学校24校 中学校23校）。
- 2 養護教諭の事務補助員を配置し、養護教諭が不登校対策に当たる環境を改善した。
（7区市町：小学校37校 中学校25校）
- 3 学校は医師等専門家による助言に基づき、支援計画の改善を図った。（実施地区5区市町）

実施校数	41校（小学校23校・中学校18校）
延べ実施回数	235回（研修会81回 アセスメント154回）

<成果>

- 1 校務分掌に不登校対策を位置付け、担当教員に情報が集約されるような体制を築いたことから、不登校児童・生徒に関する情報が速やかに共有され、組織的な対応が充実した。
- 2 養護教諭と他の教員で支援の方向性を共有することで、別室登校をしている児童・生徒の居場所を速やかに確保できるようになったことに加え、対応する教員を確実に手配する校内体制が整った。
- 3 医師等の専門家による医療的・福祉的なアセスメントに基づき、児童・生徒の状況に応じた細かい支援が可能になった。

<課題>

- 1 中心的役割を担う教員の機動性を高めるため、効果的なケース会議の運営の仕方等を具体的に提示する必要がある。
- 2 養護教諭の事務補助員の配置を要する時期や期間は、児童・生徒の実態に応じて差があることから、採用に当たっては柔軟な対応が必要となる。
- 3 医師等の人材の有無は地域によって差がある。また、医師等による専門的な見地からの指導・助言を支援の改善に結び付けるためには、一定程度の時間を要することから、医療との連携には経年的な取組が必要となる。

<今後の取組の方向性>

モデル事業を総括した上で、実施地区での効果的な取組を、不登校担当指導主事連絡協議会において報告するなど、成果の普及について区市町村教育委員会へ働き掛けていく。

3 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化

<施策の取組状況>

教育支援センター（適応指導教室）の充実に向け、都が提示する複数の補助メニューの中から、あらかじめ選定した区市町が自ら選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を実施した。
（補助メニューの主な内容）

- 1 人材の充実（若手指導員、心理職、スクールソーシャルワーカー等の人材配置）
- 2 指導員のスキルアップ（指導員向けの研修講師派遣や研修への参加促進）
- 3 魅力ある講座の充実（遠足、宿泊型体験教室、外部人材の活用等）

4 民間教育事業者のノウハウの活用（コミュニケーショントレーニングの実施等）

5 施設整備や学習環境の充実（施設の改修、ICT 機器の整備等）

（実施規模）

11 区市町

<成果>

- 1 心理相談員等の配置により、不登校児童・生徒が教育支援センターへ継続して通室できるようになった。
- 2 教育支援センター指導員への研修会の実施により、児童・生徒のソーシャルスキルや自己肯定感を育むスキルが向上した。
- 3 タブレット端末の配備により、個々の児童・生徒の学習進度に沿った指導が実施できるようになった。

<課題>

- 1 教育支援センターの充実を図るためには、必要な支援内容や備えるべき機能、体制の在り方等が、地区や児童・生徒の実情等により異なることから、それぞれの実態やニーズに合わせて取組を進めていくことが必要である。
- 2 各学校では、不登校児童・生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、児童・生徒一人一人に応じた支援を充実させていくために、教育支援センターが中心となって、専門家や関係機関との連携を強化していくことも重要である。

<今後の取組の方向性>

- 1 教育支援センターにおける支援の充実を通じて、不登校児童・生徒の社会的自立に必要となる力を身に付けさせていく。
- 2 教育支援センターを継続的に訪問し、意見交換を行いながら、支援機能強化に向けた助言を行う。
- 3 本モデル事業の効果検証を行い、モデル地区の効果的な取組を都内各地区の教育支援センターに対して普及させる方策を検討していく。

4 新たな不登校を生まないための手引の作成

<施策の取組状況>

学校不適應の課題に関わる子供の臨床心理の研究等に基づくデータを豊富に有しているとともに、常に児童・生徒の実態や心理などの新たなデータが蓄積される状態にある大学を委託先とし、不登校対策における効果的な取組事例と、学校における適切なアセスメント手法の収集及び分析を行った上で、専門家等からの意見を踏まえ、平成 29・30 年度の 2 年間で計画期間として、新たな不登校を生まないための手引を作成している。

<成果>

教員が不登校の要因や背景を正しく理解した上で、児童・生徒一人一人の状況に応じた適切な支援

を行えるよう、不登校の要因を多層的な観点から捉え、その要因を減らすとともに、本人や環境の良い要因を増やすという予防科学の考え方を反映させたアセスメント手法を開発した。また、それらについて学識者等で構成する開発調整会で検討を重ね、教員がすぐに取り組めるような具体的支援策を掲載した手引の試案を作成した。

<課題>

全ての教員が手引を基にして、不登校児童・生徒の実態に即した効果的な支援に取り組めるようにするためには、平成29年度に作成した試案を実際の教育現場で活用し、教員からの要望や意見を反映させるなど、記載内容の充実や利便性の向上を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

平成30年度において手引の試案をモデル校で試行した上で、学識者や学校管理職等で構成する活用推進委員会による協議を踏まえ、手引を完成させる。その後、全公立小・中学校に配布し、不登校対策担当指導主事連絡協議会等で手引を作成した目的やその効果的な活用方法を周知することにより、区市町村教育委員会での不登校対策に資する。

◆都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣した。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行っている。

<成果>

事 項	29年度主要施策 での成果目標	29年度末時点 における成果
継続派遣校における「自立支援チーム」の対応延べ件数	5,000件	12,582件
都立高校生進路支援連絡協議会の実施	年6回	年6回

<課題>

- 1 生徒が抱える多様かつ複雑な課題に対応するため、30年度に新たにユースソーシャルワーカー（主任）を4名配置したが、困難ケースにおいて迅速かつ確に対応していくためには更なる人員増を図っていく必要がある。
- 2 継続的かつ安定的に事業を展開できるよう、「自立支援チーム」の執務環境を確保していく必要がある。
- 3 都立高校生進路支援連絡協議会について、自立支援担当教員連絡会との連携を図りながら今後の

在り方を検討する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

- 1 30年度にユースソーシャルワーカー（主任）の成果を検証するとともに「支援体制整備方針」を策定し、既存のユースソーシャルワーカーからユースソーシャルワーカー（主任）への移行を通じて「自立支援チーム」の体制強化を実現していく。
- 2 従前のおり本庁を拠点としてユースソーシャルワーカー等を派遣できる体制を堅持するよう関係各所と調整していく。
- 3 教員の課題対応力の更なる向上を図るため、学校経営支援センター等と課題意識を共有して都立高校生進路支援連絡協議会の在り方を検討していく。

◆チャレンジスクールの拡充（都立学校教育部）

＜施策の取組状況＞

足立地区・立川地区の各チャレンジスクールの新設に向けて、「足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会」及び「立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会」を設置し、新設校の基本的枠組や学校像、特色ある教育活動、教科・科目、施設・設備の内容等について検討を行った。

また、チャレンジスクールの規模拡大について、学校や関係部署と調整し、必要となる施設・設備等の整備を行った。

＜成果＞

足立地区・立川地区の各チャレンジスクールの新設について、平成29年10月に、「足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書」及び「立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書」を取りまとめ、公表した。

また、チャレンジスクールの規模拡大について、平成30年度の募集人員決定において、六本木高校、桐ヶ丘高校及び大江戸高校の募集学級増を行うとともに、稔ヶ丘高校を平成31年度の学級増予定校として公表した。

＜今後の取組の方向性＞

報告書を踏まえ、開校に向けた施設整備や具体的な準備を着実に進めていく。

◆フリースクール等民間施設・団体との連携の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

都教育委員会、区市町村教育委員会、フリースクール等民間施設・団体の関係者が集まり、不登校対策に関して意見交換を行う場を設定した。

（実施規模）

28年度：2区市・4団体

29年度：2区市・4団体 ※29年度は、28年度と異なる区市・団体と共に実施

<成果>

都教育委員会、区市町村教育委員会、フリースクール等民間施設・団体の相互理解の促進及び連携に向けた課題の把握

<課題>

フリースクール等民間施設・団体により、受け入れる児童・生徒の規模、運営体制、取組内容等が異なることから、それらの取組内容を各教育委員会がどのように把握し、連携を図っていくべきか検討が必要である。

<今後の取組の方向性>

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、フリースクール等民間施設・団体や、文部科学省による「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の受託者等と意見交換会を開催し、今後の連携・協力の在り方等について検討する。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	10	子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	

【平成29年度予算額：5,335千円 決算額：2,626千円 従事職員数3人（指導主事1人）】

◆就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

都内就学前施設における就学前教育の質の向上及び就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、以下の取組を行った。

- 1 「就学前教育カンファレンス」を開催し、就学前教育の重要性について理解する機会を設定した。
 - (1) 「就学前教育カリキュラム改訂版」の内容及び活用実践事例についての説明
 - (2) 「就学前教育と小学校教育との円滑な接続の実態」についてのパネルディスカッション
 - (3) 「これからの就学前教育と小学校教育との円滑な接続」についての講演
- 2 「新幼稚園教育要領説明会（地方説明会）」を開催し、幼稚園教育要領改訂の趣旨や内容等について理解を深める機会を設定した。
- 3 「就学前教育カリキュラム改訂版 ー新幼稚園教育要領等対応リーフレットー」及び「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」を作成・配布した。

＜成果＞

- 1 就学前教育カンファレンスについてのアンケート調査結果
 - (1) 参加者771名中、713名がアンケートに回答した。
 - (2) 93%の参加者が、東京都教育委員会の説明を聞いて、「就学前教育カリキュラム改訂版を活用しようと思った」と回答した。また、95%の参加者が、「パネルディスカッションを聞いて、就学前教育と小学校教育との『円滑な接続』について理解が深まった」と回答した。さらに、86%の参加者が、「講演を聞いて、これからの就学前教育と小学校教育との『円滑な接続の在り方』について理解が深まった」と回答した。
- 2 新幼稚園教育要領説明会（地方説明会）についてのアンケート調査結果
 - (1) 参加者862名中、800名がアンケートに回答した。
 - (2) 91%の参加者が、東京都教育委員会の説明を聞いて、「幼稚園教育要領の改訂について理解できた」と回答した。また、90%の参加者が、「これからの就学前教育と小学校教育との『円滑な接続の在り方』について理解が深まった」と回答した。

＜課題＞

就学前教育と小学校教育の学びの連続性を踏まえた教育活動の支援

- 1 公立小学校、私立幼稚園及び公私立保育所等における「就学前教育カリキュラム改訂版」等の活

用の促進

2 就学前教育施設と公立小学校との連携の強化

<今後の取組の方向性>

- 1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の質の向上について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」等の指導資料の活用を促進する。
- 2 「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」からの提言を受け、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るため、5歳児から小学校低学年をひとまとまりにした教育課程を研究・開発するとともに、モデル地区を指定し、研究・開発した教育課程の実践及び効果検証を行う。

◆高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（都立学校教育部）

<施策の取組状況>

都立高等学校において、在京外国人生徒が必要な日本語指導を受けられるようにするために、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況や進路希望の状況等を踏まえて検討を行ったところ、国際高校を除き、設置校がいずれも普通科であることから、在京外国人生徒の多様な進路希望に応じていくため、初めて専門学科高校の六郷工科高校に募集枠を設置した。

<成果>

・「在京外国人生徒対象」枠設置校の新設

平成 27 年 4 月入学（平成 26 年度入学者選抜）	国際高校・飛鳥高校・田柄高校の 3 校
平成 28 年 4 月入学（平成 27 年度入学者選抜）	国際高校・飛鳥高校・田柄高校・ <u>竹台高校</u> ・ <u>南葛飾高校</u> の 5 校
平成 29 年 4 月入学（平成 28 年度入学者選抜）	国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・ <u>府中西高校</u> の 6 校
平成 30 年 4 月入学（平成 29 年度入学者選抜）	国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・ <u>六郷工科高校</u> の 7 校 * 下線は新設校

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

平成 27 年 4 月入学（平成 26 年度入学者選抜）	2.65 倍
平成 28 年 4 月入学（平成 27 年度入学者選抜）	2.07 倍
平成 29 年 4 月入学（平成 28 年度入学者選抜）	1.96 倍
平成 30 年 4 月入学（平成 29 年度入学者選抜）	<u>2.06 倍</u>

＜課題＞

- ・在京外国人生徒対象枠を増やしたが、在京外国人生徒数の増加が大きいため、入学者選抜の応募倍率は昨年度よりも0.1ポイント上昇しており、これまでの募集枠による対応を検討する必要がある。
- ・入学する在京外国人生徒は多国籍化・多言語化が一層進んでいることから、各学校における学習指導等も難しくなっており、特に日本語習得に時間が掛かる生徒も多く、日本語指導の充実が課題となっている。

＜今後の取組の方向性＞

都立高等学校において、日本語指導が必要な在京外国人が早期に日本語を習得し、円滑な学校生活を送ることができる教育条件を提供する在京外国人生徒対象枠について、既募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえながら、今後の適切な募集規模について検討する必要がある。あわせて、日本語指導の充実策を検討していく必要がある。